

平成24年第4回足寄町議会定例会議事録(第2号)

平成24年12月18日(火曜日)

出席議員(13名)

1番 高橋秀樹君	2番 星孝道君
3番 榊原深雪君	4番 木村明雄君
5番 高道洋子君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 熊澤芳潔君
9番 井脇昌美君	10番 後藤次雄君
11番 川上初太郎君	12番 島田政典君
13番 吉田敏男君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	櫻井光雄君
住民課長	西東文雄君
経済課長	岩原栄君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	櫻井厚子君

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	藤代和昭君
教育次長	根本昌弘君

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	多治見亮一君
-----------	--------

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大野雅司君
事務局次長	山田弘幸君
総務担当主査	児玉壮生君

議事日程

- 日程第1 陳情第1号 「介護保険制度の『緊急改善』を求める意見書」の提出を求める
陳情書（文教厚生常任委員会）＜P3＞
- 日程第2 一般質問 ＜P3～P49＞

午前10時00分 開議

開議宣告

議長（吉田敏男君） おはようございます。全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

議会運営委員会委員長（高道洋子君） 12月7日に開催されました第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、最初に、12月4日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託いたしました陳情第1号の審査報告を受け、審議を行います。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

陳情第1号

議長（吉田敏男君） 日程第1 陳情第1号「介護保険制度の『緊急改善』を求める意見書」の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は採択です。

これで、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございま

せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第1号「介護保険制度の『緊急改善』を求める意見書」の提出を求める陳情書の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、陳情第1号「介護保険制度の『緊急改善』を求める意見書」の提出を求める陳情書の件は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

一般質問

議長（吉田敏男君） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

10番、後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 通告書に基づきまして、一般質問をしたいと思います。

平成25年度予算編成方針と重点項目について伺います。

予算編成に当たっては、国や地方の厳しい動向と財政状況の中での方針になると思いますが、総選挙の影響で国の編成予算も年明けにずれ込む状態であり、また、第5次総合計画（平成25年～26年度）を、町総合開発審議会に諮問し、11月15日に原案どおり答申され、第4回定例会議の冒頭、行政報告で、一層の行財政の簡易効率化を進め国や北海道からの補助金、有利な地方債を活用し状況を的確に見定めながら最小限の経費で最大限の効果を上げ、将来につながり暮らしに直結する行財政運営を進める内容になっていきますが、平成25年度の総合計画に計上された重点項目をどのように予算に反映させていくのかお伺いします。

以上です。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 後藤議員の一般質問にお答えをいたします。

内閣府が発表いたしました11月の月例報告によりますと、日本経済は、世界景気の減速等を背景として、このところ弱い動きとなっているとして、今後も雇用・所得環境の先行き、デフレの影響等に注意が必要であり、世界景気のさらなる下ぶれや金融資本市場の変動等が景気を下押しするリスクとなっているなど、依然として不透明な状況が続いていると分析をしております。

国の平成25年度予算の概算要求組換え基準についてにおきましては、持続可能な財政・社会保障制度の構築を図ることや、東日本大震災からの復興対策、防災・減災対策、さらには日本再生戦略を踏まえ、再生可能エネルギー導入等に関するグリーン、医療と介護、生活サービスの包括提供等に関するライフ、新規就農促進や第6次産業化等に関する農林漁業について予算を重点配分することとしております。

一方、本年9月に示されました総務省の概算要求における平成25年度地方財政収支の仮試算において、一般財源の総額は実質的に平成24年度の水準を下回らないよう確保するとされました。

しかしながら、本町においては、歳入の根幹をなす町税収入は伸び悩み、また、歳入のほぼ5割を占める普通交付税においても状況が不透明であるため、前年度並みの一般財源を確保できるか流動的な状況です。

歳出では、高齢化の進展や低所得世帯の増加などによる福祉・高齢化対策等の義務的経費は引き続き増加し、また、平成25年度以降、高齢者複合施設整備、公営住宅建設、学校給食施設整備を初めとする大型事業の実施が予定されており、今後も厳しい財政環境が続くことが予想されております。

このような状況下、町民からお預かりした限りある財源を有効に活用するため、平成25年度予算編成におきまして、第5次総合計

画の着実な推進、協働によるまちづくりの推進、安全・安心な住みよい生活環境整備の推進、農・林・商工業振興対策、医療と介護、福祉等連携システムの推進の5点を重点施策として掲げ、総合計画の着実な推進を最優先事項と位置づけております。

緑輝く大地に人のやさしさがあふれるまちづくりを推進するため、足寄町自律プランに基づき、簡素効率化を追求して最小の経費で最良の形で提供するために、職員一丸となって一層の努力をするよう指示をしたところであります。

また、予算要求にあたって、すべての経費について町行政の責任として実施すべきものであるか、現在のやり方が最適であるか等の精査を行い、総合計画に計上されている事業であっても、事業効果等を再精査し、状況によっては実施内容や実施時期の変更を行いたいと考えており、地方債を発行する場合にあっては、後年度の財政負担を軽減するために、交付税補てん率の高い起債を厳選することとしております。

現在、本町では予算編成作業を開始したところでありますが、今回の衆議院議員総選挙後の政権の枠組みによっては、国の予算、地方財政計画の変更が予測されるため、関係省庁などからの情報収集に努め、国の動向を的確に把握した上で、自律プランに基づき行政事務の見直しを進め、第5次総合計画計上事業等の着実な推進のために努力をしておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

10番。

10番（後藤次雄君） 今、町長から御答弁をもらったとおり、選挙終わってまだ固まっていない段階での御説明だと思っております。

まず、第5次総合計画の中から聞いていきたいと思うのですけれども。

総合計画の5ページの1、2番にある新エネルギー推進事業。これは、この中に第7回

臨時会で町長の行政報告であった次世代エネルギーパークの認定についてということで報告があったわけですが、この関係については、この新エネルギー推進事業とこの認定の関係については競合するのか、それともまったく別な事業なのか、そこをまず聞きたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

さきの議会で報告いたしましたとおり、たしか10月5日付だったというふうに思いますけれども、経済産業省から次世代エネルギーパークの認定をいただいたということでございます。

当然、この総合計画に載っておりますエネルギー推進事業。ここでは住宅用の太陽光システムの導入補助金を継続してやっていきますと。それから、ペレットストーブの導入補助金の事業についても継続してやっていきますということで計上してございます。

当然、これは我が町が取り組んでおります新エネの関係に関連する事業でございます。

今考えております、先ほど申し上げた計算書から認定されたエネルギーパーク構想。これにつきまして、大きく大まかにいいますと、我が町で取り組みをしております、民間事業者が取り組んでおりますペレット事業。これは、工場を含めてございます。これに関連しては、役場庁舎でペレットボイラーを導入している。それから、子どもセンターでもペレットボイラーを導入している。それから、これまた民間事業者がやっておりますペレットストーブの開発等もやっていますから、これらに関連して一つのコースといたしますが、それが一つ考えられるだろう。

それから、太陽光でいきますと、間もなく完成をいたしますけれども、中学校の改築にあわせて屋上に太陽光発電のパネルを乗つけるということになってますから、当然これは一つのそのコースにも含まれてくるということです。

それから、あと、うちの町は早くから取り組んでおりますけれども、温泉熱利用。これは、体育館の熱源については温泉熱を利用しておりますから、このこと。

それと、今現在、家畜ふん尿のバイオマスプラント。これは2基ございます。このことも当然そのコースの中に含めていくということ。

それから、もう一つ、まだ実験施設ではありませんけれども、螺湾の活性化センターに雪氷、冬の間は氷をつくってそれを夏の間を利用していくという。これまだ実験段階でありますけれども、このことも含めて、このパーク構想を。

すなわち、町外の方々から足寄町に新エネの視察に来たときに、今考えているのは、これらの大まかな施設も含めて見学コースといたしますか、そういったものを設置をしていくという考え方でございます。

これは、新年度の4月からスタートをさせたいということで、12月に関連する補正予算を計上させていただいてパンフレットの作成、これ案内のです。それから、各施設におけるパネルの作成をやっていきたいなということで、4月からのそういった受け入れに向けて取り組みをしていきたいということで考えております。

ですから、直接、お尋ねのこの二つの事業について、このこともどうなのかという、関連はしますけれども、このところで見学をすることにはならないのかなという、そんな思いはしております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） 詳しく説明してもらってわかったのですが、例えば、この10月23日に報告された行政報告の中で、これをずっと読んでいきますと、最終的に認定を受けたことによって補助事業の優遇措置があるということになってますけれども、今、町長が説明するとおり12月の補正予算、それから来年度にこれを実施していくと

なると、これ例えば、見学も含めてやるということになると、すごくいい事業なのだけど、ただ足寄は見学やなんか来ててもまず泊まる場所がないと。それで、交通手段もないと。そういう中で、私は本当にこの事業やることによって、足寄町のバイオマス含めたいろんなことが町の産業振興になると思いますけれども、ただ、今言ったみたいなことと、それから、私はもう一つ、まるっきり関係ないかもしれませんが、この事業をやるこの案内、これ前にも私いったとおりコミュニティバスがどういうふうになってるか前回の質問では、今、調査中とそういうことだったので、そのことも含めて、やっぱりせっかくいい事業をやるには受け入れがあるわけです。きちっと宿泊だとか、そういう交通手段をやっぱり整えておくほうがいいのではないかという考え方もってるんですけど、その辺はどうですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 議員御指摘の我が町には宿泊施設、旅館につきましては数件ございますけれども、ある程度大勢の方が来られたときに宿泊施設がないよねというのは、以前から指摘をされているところでありますし、何とか本当にできないのかなという、そんな思いもしてはありますが、これはなかなか行政がかかわって宿泊施設の整備というのは、これはきわめて難しいなと。

これまでも、この役場庁舎を木造でつくっていたり、あるいは、先ほど申し上げたペレットの関係を含めて、町外から多くの視察者の方が来られておりますけれども、やっぱり足寄だけではなかなか来てくれないのです。

だから、いろいろ回る中の一つとして足寄町のそういったものも先進的なものを見学しようというようなことでお見えになっているということでございます。

これもなかなか相手先の日程の関係もあるのですが、私としてみれば、最低でも昼飯くらい食ってくれよと。そういう時間帯に

ならないのかなという、こんな思いをしているわけでありまして。

いずれにしても、町外から我が町を訪れていただけるということについては、やはりそれこそ平たく言えば、ジュースの1本でも買っていただければなと、そんな思いもしているところがございますから、受け入れについては丁寧な対応をしていきたいなと、こんなふうに思っているところがございます。

それから、視察に来られる方というのは、やっぱりそれなりの目的を持って、しかも団体で行動してますから、交通手段についてはそれぞれ来町される方々が万全にされてお見えになっているということがございますから、視察に関してはそのことはちょっとあんまり考えなくてもいいのかなという、そんな思いをしております。

ただ、今現在進めておりますコミバスの取り組み状況については、今、総務課長のほうから現在の状況につきましては、引き続き答弁をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） お答えいたします。

コミュニティバスの検討状況でございますけれども、前回にもお話をさせていただいておりますが、今年度については生活交通ネットワーク計画を今年度中に策定をしようということで進めております。

それで、10月の下旬から11月の初めにかけて住民の皆さんにアンケート調査をお願いをしております。そういう中で、アンケート調査を行いながら地域のニーズですとか、それから交通手段など、どういうものが必要になってくるのか。そういったものを、今の現状をしっかりと把握しながらこの足寄にあったシステム、必ずしもそのコミュニティバスだけではなくて、乗り合いタクシーですとか、いろんな方法がありますし、そういったものを現状をしっかりと把握しながら検討

していきたいということで、今進めているところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番、後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） はい、わかりました。

町長言ってるように、確かに交通手段は私も今まで見て、他の町村から来ても自分のバスで来たり、大型ワゴン車で来たりしてますから。ただ、少数で来たときにこういうコミュニティバスみたいに巡回してれば、あちこち見られるのでないかと。そういうことで質問をしました。

それでは、次、同じく総合計画の6ページの4番で、旧青少年会館の老朽が激しいので解体が必要と考えていると。

それで、解体することは、これはまず先に言っておきますけども、あそこ今回の行政報告でもありますけども、防災資機材倉庫建設事業にというは、これは理解した上で質問してますので。そこをつくるということを理解したことで質問したいと思えますけども。

ただ、あそこを壊したとき結構の面積、それから建物があればですけども、問題は、せっかく里見が丘ということで景観があそこはもちろん花もありますいろいろありますから。壊した後のその景観をどう考えているのかちょっとお聞きしたいのですけれども。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

先日の全員協議会でもお話をさせていただきましたけれども、今御質問の青少年会館については、老朽化をしておりますので、総合計画の中で解体の方向で提案をさせていただいているところであります。

現在、青少年会館には防災用の毛布であったり布団、そのほかにはイベント用のテント類が収納されております。

さらに、もう1点、PCB、電気器具のコンデンサーですとかトランス等々に入ってい

るPCBが入っているということで問題になった電気器具を一部保管をしております。

この処理が、道内的にいけば、計画でいけば平成26年に処理をするといったことで、今室蘭に処理場が整備をされて機能をしているところでもありますけども、道内的には処理をしなければいけない、そういった廃棄物といいますが、PCB関係の量が莫大にあって今現在のところ、平成27年までにずれ込むのではないかとといったことがあります。

そういった部分で、そのPCB処理も数千万経費がかかるのですけども、今回の総合計画では1年繰り下げをさせていただいてます。

そういった中で、まずは冒頭申し上げましたように、収納されている備品等を別の場所に移さなければいけませんので、そういったことで、防災関係の収納庫を来年度整備をしたいということで、これ議員の御指摘のとおり、役場の敷地内に来年度整備をしたいということを選考していきたいということでございます。

整備がされた暁には、順次その備品等々、防災関係も含めて倉庫に移して。

ただ、PCBが、冒頭申し上げましたように残ってしまうわけで。この処理について解決ができた時点で青少年会館は解体をしたいということでございまして、そういった意味でも、早くても27年の解体という形になりますので、その間、まだ数年時間的余裕がありますので、里見が丘公園については別途フラワー園等々の問題等々も議員の中から指摘をされております。そういった面では、今内部で検討委員会等々を立ち上げて全体の里見が丘公園のあり方について協議をするということで、今協議中でありまして、内部的にもそういった青少年会館の跡地の利用等々も踏まえて一定の検討をしていきたいと思えますし、町にとっても一番大きな公園でありますので、そういった計画の段階では町民の皆さんからもいろんな部分で御意見を頂いて、一定の整備を図ってまいりたいというふ

うに考えておりますので、御理解のほどをよろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番、後藤君。

10番（後藤次雄君） 防災の関係については、先ほどいったみたいに、この間の全員協議会の中でも詳しく説明されてますので、そのことは理解した上で今質問をしましたので。

今、副町長から言われたとおり、27年度までに内部で検討して町民の話も聞いてくということですから。そういうことで進めていかれると思いますので、この質問は終わりたいと思います。

次に、7ページの14番。

街路灯の整備の中で、街路灯のLED化を前倒して実施することになっていますが、これはどこの地域から、例えば、市街地の中でどの地域から優先的に順次やっていくのか。その辺おわかりになったらお願いしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

建設課長（南岡雄二君） ただいま質問ありましたLED化の関係につきまして、答弁を申し上げます。

現在、町内には1,216基の水銀灯、ナトリウム灯も含めてでございますけども、ございます。

この目的としましては、使用電力のコストの抑制に加えて、二酸化炭素排出の削減を図ることを目的にしております。

年次でございますが、たくさんのものでございますので、平成25年度から10カ年を要して交換を図っていきたく思っています。

初年度でございます25年度につきましては、観光通り、銀河ホールから旭町4丁目の国道沿いにあります街路灯です、その関係と旭町地区内における町道付近にあります街路灯、合わせて101基を交換ということで計画しております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） 今、具体的な数字も出ましたので。

これは、前にも私も質問したことがあるのですが、マイマイガの関係でこれ2回目の質問したことなのですが、非常に課長も答弁ももらったとおり、そして、今言われた銀河ホールから旭町の分の町の街灯、結構古くて傷んでるところが結構あるのです。

それで、今回こういうことで来年度から始まるということなのですが、ぜひ地域の方からも言われておりますので、なるべく早く実施してもらいたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、これ総合計画のページ23番の8番なのですが、里見が丘公園の便所の水洗化事業の中で、今回野球場近くに進出になっていきますけども。

例えば、あそこにつくった場合、全体的な陸上競技場もありますので、冬期間も使用するときあるのです。例えば、スケートだとかいろいろありますね。そのときに、結構ほかの町村は、私も見てきたのですが、結構冬季になったら閉めちゃうのですよ、そういうところ。水の関係がありまして。

だから、せっかくそういう立派な水洗トイレができるということになれば、やっぱり今言いたみたいにスケートも足寄はまだまだ盛んですから、そういうことも含めて冬期間使用できるようなものをつくるのか、そこをちょっとお聞きしたいのですけど。

議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

建設課長（南岡雄二君） 里見が丘公園のトイレの関係でございますけども、トイレの水洗化を図りまして、清潔な利用しやすい公園を目指すことを目的にしております。

次年度でございますが、実施設計を行った後に都市公園施設内のトイレを整備していきたく、そんなふうに思っています。一つでございますけども。それにつきましては、暖房設備、パネルヒーター等を備えた通年開放型の施設整備を図ってまいりますので、御理解のほどをよろしくをお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 10番、後藤君。

10番（後藤次雄君） わかりました。

それで、もう一つは、これ関連事業になると思うのですが、例えば、今スケート上を陸上競技場のクラブハウスがあります。管理棟、あそこも、今、課長から説明された、そこにつくるといふうになれば、そんなに距離的にないのです、あそこ。だから、今まであそこ町民大会、町民スポーツ大会、いろんなことを行事やって必ずあそこ使うのです。ところが、クラブハウスの中のトイレというのは狭いし臭いしといういろんなことで、私もスケート大会なんかでちょっと野球なんかでいったとき必ずいろんな人からそういう、これ何とかならないのですかという話しも、前にもいったことあるのですが、そういうこともあるので、ぜひこの事業、これは総合計画に載ってないですから、そのことを急にやれったって無理だと思えますけども、そういうことも考えていけないのかということをお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

自由広場にあるクラブハウスのトイレのことだと思いますけども、今、建設課長がお答えをしたのは、今現在3カ所のトイレが運動公園にあります。その3カ所を1カ所にして水洗化をするということで、野球場のちょうど本部席の裏あたりになりますけれども、そこに通年型の水洗化のトイレを設置をするといったことで総合計画には計上させていただいてます。

それで、今、議員の御指摘のお話はクラブハウスでありますけども、これについても、今、総合計画には計上しておりませんが、先ほど言った野球場裏の今回水洗化をするトイレの下水道については、下水道事業で本管が敷設をされることになりましたので。距離も100メートル程度の話だと思いますけれども、クラブハウスまでです。議員御指摘のとおり短いわけで、それも下水道事業で

本管敷設がされるのであれば、それにあわせてクラブハウスの水洗化も検討しようということで、今、教育委員会と内部協議中であります。

あわせて、防災関係の関係で、これは全員協議会のときの資料にも説明をさせていただきましたけれども、3カ所を1カ所にすることですけれども、今回あそこで防災訓練等々も行いましたけれども、避難場所で例えばトイレの下水道が被災をすると。そういったことも想定をされますので、場合によってはくみ取り式のトイレ、旧道場の隣のトイレの関係でありますけれども、その部分については従来どおりくみ取り式で緊急時利用想定をして残したほうがいいのではないかと、そういった話も出ておりますので、そういったこともあわせて検討していきたいということですので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 10番、後藤君。

10番（後藤次雄君） 今、副町長から説明あったことについては、これ全員協議会の中で詳しく説明されていますのをわかった上で質問しております。

それで、今言ったこととあわせて、関連ということで御理解してもらいたいのですけども、例えば、今のクラブハウス、これをトイレをもし改築するなりした場合、もう一つクラブハウスそのものを、かなり老朽化しているのです。

それで、私は今回の総合計画の中でそのことも若干考えているのかなと思ったのですが、そのことは載ってませんので、この辺は教育委員会になると思えますけども。

あそこを改築するのか、または新たな今トイレとあわせた新しいものにするか、その辺の考え方があればお聞きしたいのですけども。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（根本昌弘君） お答えをいたします。

クラブハウスに関しましては、昭和53年

建築ということで、これまで34年経過しておりますが、老朽化が進んでおりますが、これまで未改修のまま来ているというのが現実でございます。

それで、今、副町長のほうからもお話ございましたように下水道本管がクラブハウスまでもし早い段階で敷設がされるということであれば、それにあわせた考えではいきたいとは考えております。

ただ、クラブハウスそのものが、当初、ちょっと古い資料になるのですが、実は29年度あたりを予定しておりました。

当時計画していたものにつきましても、外壁を防火サイディングにするですとか、屋根の塗装が主ということで、金額も360万円程度の計画を実は持っておりましたが、今、議員、御質問ございましたように改修に向けてはその下水道の本管の敷設とあわせて早い段階で検討してまいりたいと、そのように考えてございます。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） わかりました。

先ほどもいったとおり、あそこのクラブハウス、管理棟ですけども、ことしの防災のときにもかなり利用してるし、それから町民スポーツ大会だとか、そういうのあったときにはかなりやっぱり利用してるのです。だから、今、教育次長のほうから27年度という話もありましたけども、これ総合計画の中では載ってませんけども、私としてはやっぱりあそこ、例えば、スケート大会とかでやっても1,000人以上集まるわけです。だから、そういう意味では足寄の顔ともなっておりますので、できるだけ早い時期にそういう計画を立ててほしいなということをお願いしておきたいと思っております。

以上、これ終わります。

次に、これも総合計画。

ページの23の19番なのですが、野生鳥獣対策事業費。

これ25、26年度で2,064万円計上されているのですが、特に今回、私たち

町民、議会として町民報告会やったときに、4地区やりましたけども、この中で鹿対策の問題がほとんど、4地区の中でその希望がかなりあったのです。

それで、住民の声ですから町としては、行政として相当のことやってると思うのですが、まだ畑の中にさくからはみ出して畑に入ってくるとか、そういう意見が相当あったのです。

それは、おそらく町長の町民の懇親会なんかでそういう話はあったと思いますけども、私が聞きたいのは、これ例えば、2年で2,064万円ですから1年にすると1,032万円ですか。これだけのことで、今言われたような内容、地域の人が鹿対策をやってもらってよかったというような状況になるのか、それとも現在、そういう話は経済課やなんかでもおそらくいってると思うのですが、そういう状況があるのかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

有害鳥獣の被害の関係で、これは御案内のとおり莫大な被害をこうむっているということで、我が町では国の保護事業を全道でもいち早く導入しまして、今現在、町内全体で500キロを超える鹿進入防止さくを設置をしているところでございますけども、現実問題として道路は防ぎようがないと。あるいは、河川からも含めて入ってくるというようなことで、依然として被害は減っていないという状況にあるということでございます。

柵内に入ってしまった鹿については、もう駆除以外ないということで、猟友会の皆さん方の御協力もいただきながら駆除をやっているわけでありまして、しかしそれでも被害が減らないという。

すなわち、これは全道レベルでも議論してるのですが、やっぱり鹿の個体が増えすぎているということであります。ですから、これ我が町だけでなく全道的な問題になっ

ているというようなことでございます。

やっと、ここに来て我が町ではありませんけども、北海道も知事を先頭にしながら自衛隊に対する協力要請ですとか、あるいはその駆除の方法なんかについても、試験的にここ2年ぐらい前から着手しているというような状況でございます。

ですから、ともかく、生息している個体数をいかにして減らすかということだというふうに思っております。

ただ、現実といたしましては、我が町における猟友会の皆さん方もやっぱりだんだん高齢化をしてきているということもあって、そういう問題もあるということでございます。

また一方では、やっぱり被害を受けている生産者の皆様方、これは努力ということも含めて、今、くくり罠という比較的簡単にできる方策なんかも開発されてますから、おかげさまで講習会等もやりながら、みずからの作物はみずから守るといふ、そういう考え方も出てきているのかなという。人数は今私の手元にちょっと資料はございませんけども、相当の数の方々がそういった講習を受けて、くくり罠の設置なんかもしてるといふようなことでございますから、いずれにしましても、これはまさしく官民挙げて取り組んでいかなければいけない問題だというふうに思ってます。

ただ、御質問にあった効果はという部分につきましては、間違いなく、被害の額は減っていませんけれども、しかし、こういった対策をしていなければ、より以上の、もっと言えば2倍に3倍にも5倍にも被害は広がっているだろうというふうに思っておりますので、この点につきましては、評価をしているところでございます。

先ほど、500キ口を超えるという鹿柵のお話をしましたけども、現実はまだ600キ口の設置をしてるといふようなことでございますので、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番、後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 今、町長から答弁もらったとおり、私も、今言われたとおりと思うのですが、例えば、先ほど言いましたけど、町民報告会の余りにも鹿の関係でいろんな不満というのか、やってもやっても結局減らないと。そして、畑の被害は多くなるというようなことが、本当に4地区からほとんど意見が出たのです。

そういうことで、今回予算は2年で2,064万円ありますけども、これは、今、町長から言われたようなことも含めてやっぱり官民一体でやってかなければならないと思うし、非常に難しい問題だと思いますけども、できればそういう町民の不満のないような対策をぜひやっていただきたいと思います。

この項は終わります。

それで、25年度の当初予算の関係ですけど、先ほど町長からもらったとおり、24年度の当初予算は組めるかどうかということも今真剣に考えていると。

それで、24年度の当初予算は一般会計だけでいいですと75億61万1,000円ですか。ところが、今現在12月4日でもらった補正予算で、これ補正されてますので、額を見ると90億7,500万円です。これぐらいの、全般にいうと15億1,000万円ぐらい増えてるんですけども、これはいろんな補助金だとか交付金だとかが来てこういう状況になったと思うのですが、

ただ、来年度も厳しいといいながら、どれくらいな、これ概算でいいですから、もし一般会計で組まれるのか、もし答弁できれば、いただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

まず、今年度の決算見込みでありますけれども、今回政権もかわるといったことで、もう既に10兆円程度の補正予算が組まれるという党のお話もあります。

そういった部分で、今現在90億7,500万円程度の予算でありますけれども、一般会計。これは、数字は補正関係で動いてくるのだらうということでございます。

来年度の当初予算の見込みでありますけれども、先ほど来議論になってます総合計画をベースに、そういった部分を一定程度、一定といいますか、総合計画をすべて反映をした中での推計の予算額というのは、約86億円ということで予定をしております。

歳入歳出それぞれ約86億円ということで、今現在想定をされている補助事業等々の関係を見込んで大幅な基金等々の取り崩しはなく86億円で予算は組めるのだらうといったことで、今回、各部署に来年度予算編成の指示を出したところであります。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） わかりました。

それで、今回総合計画で25年、26年と新規事業が去年は21件くらいだった。ことしは31件新規事業出てますから。そういう意味で、若干、去年の当初予算から見ると10億ちょっとくらいふえるのでないかというふうに思ってますので。わかりました。

それで、最後の質問になりますけれども、これも総合計画のページ19と7番と、ページ28ページの1番。これ、関連がありますので、あわせて質問をさせていただきます。

この関係については、計画では高校1年生全員を派遣することになるんだということで、1992年、平成4年から今まで中高生の事業としてやっていました。

それで、今回、今提案されてる高校生1年生以上ということになると、この事業はあくまでも中学生のことはこれでなくなるのか。

もう一つは一般の人の海外研修なのですが、これも1986年、昭和61年の第1次から2006年度の平成18年度第12次までの海外研修をやっているわけですが、この関係については、そのままずっと中止でやっていくのか、それとも今後復活と

いう言葉がどうか分かりませんが、そういう改めて事業を実施していくのか、そこをまず弁解していただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

これまで中高生については隔年で15名ずつ派遣をし、そしてまた隔年で社会人といいますか、一般の方ということでやってまいりました。

まず最初に、一般の方の分につきましては、こたしの第1回定例会、3月のときに教育委員長のほうから執行方針の中で触れておりますけれども、これ私としても、この間何回か募集しても集まらないということもあり、一定程度その役割は果たしたのかなということで。

考え方としては、今後はウエタスキウィン市の例えば記念事業、お聞きしますと、日本では10年単位ですけど、向こうは5年単位みたいな5のつくほうがあればというお話も聞いていますけれども、そういったときに仮に招待があるとすれば、そのときにあわせて、そんな大きな人数にはならないでしょうけれども、そういう際に社会人の分については考えていきたいということで。

ですから、従来やっていた隔年の社会人というのは執行方針で述べたとおり、それはもう打ち切りにしたいというように私自身も思っております。

次に、隔年で派遣しております中高生の関係につきましては、これ今現在、先方のほうでいろんな検討をさせていただいておりまして、まだ確定ということにはなっていませんけれども、先日も教育長ともちょっと打ち合わせしたのですが、私の思いとしては、例えば、期間が短くなってもとにかく実現をしたいなど。いろんな克服しなきゃいけない課題というのはたくさんあるかもしれませんが、何とか先方のほうと調整を図りながら、あるいは足寄高校のほうとも調整を図りながら、何としても足寄高校の存続の支援と

いうこの一環という、それが全てではありませんけども、そういう思いで実現をさせていきたいなというふうに思っているところでございます。

繰り返しますけども、まだ確定ではございません。

これが実現できるということになるとすれば、隔年の中高生の派遣というのは、これはこちらのほうにシフトをしていきたいと。そういう意味では、中学生のとき行けないのかということ、そういうことにおのずとになってしまいますけども、そんなことで実現に向けて努力をしていきたいというのが私の現段階における考え方でございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番、後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 一般人、社会人の関係については、これは前に教育長のほうからそういう考え方出された上で質問をしました。

ただ、町民の中にもうやらないのかという意見も結構あるのです。

だから、そのときには、私も、今、町長から説明したとおり、人が集まらないんだと。やりたいんだけど、そういう人が5人以上集まらないと行けないという状況もありますので。だから、今お話しされてたとおり、何か行事があったときにはそういうこともあるのではないかという話をしてますけども、そういうことで受けとめてもらいたいと思います。

それで、今回のこの派遣事業ですけども、これは町長が行政報告されたとおり、海外での見識、言語や文化を体現的に理解をし学力向上、それから情緒豊かな人間形成をします。

それと、もう一つは、私はやっぱり一番大事なのは、この今回町長が提案したのは、恐らくそれもありますけども、やっぱり足寄高校をこれを間口減もあります。それから、それが減ることになると存続自体が危うくなってくると。そういうことも入っていると

思います。

それで、今までは、とにかく町、それから教育委員会、それから振興会を含めているんなことをやって、やっぱり努力をして何とか足寄高校、二間口の会も継続してるという中で、今まで経過があると思います。

それで、やっぱり存続に向けた特色ある学校づくりということがやっぱりするためだということに思いますけども、私がかたまま北海道カナダ都市会議の会に毎年行ってるわけですけども、その中で海外派遣事業の取り組みについて町長が言っているとおり、行ったことによって日本と生活の違い、それから言語や文化など行ってることによって英語だけでなくほかの学力も向上していると、そういう報告が毎年されています。

それで、カナダまで、例えば、こういうことも言っております。

非常によかったことは、例えば、カナダなんかは、夕食なり朝食するときは家族全員でほとんどとるみたいです。そうなれば、そこで会話がいろんな会話が出てくると。それともう一つは、終わった後、後片付けも家族全員でやるということで、日本は昔は我々のちっちゃいときはそうだったんですけど、今日本はそうでないです。ばらばらに食事がしてるというところが多いと思うのです。だから、そういう意味からいっても、やっぱり子供たちに対する考え方が帰ってくると、例えば、今までお父さん、お母さんと話ししなかったという子がやっぱり一緒になってテーブル囲んで学校、きょうはこういうことがありました、そういう報告がなされてて、もちろん足寄もそうだと思いますけども、そういうことで、私はやっぱりこのことは、子供たちが積極的に親に話す、それから積極的な行動をするということで、これはすごくいい効果になってると思うのです。

だから、これは私が言うまでもなくて、藤代教育長はそれが専門ですから。私以上にそういうことわかっていると思いますけども、ただ、私がいままでいろんな会議出た段階で

はそういうことも言われておりますので。

それで、最後になりますけども、例えば、今回25、26、5,000万円積んでますね。これ、2,500万円ずつ。

これは、確かに今の町財政から見たら非常に高額だと思いますけども、私はそうは言っても、今言ったとおり、やっぱり足寄の子供たちの未来、それから足寄町の将来、これを考えると、今の足寄高が、例えば、もし、そんなことないと思いますけども、存続しなかったときにこの今の言った5,000万円の効果以上なものがあると思うのです。

だから、私はそういうことで積極的に進めてもらいたいし、これからの子供たちもそのことによって、そしてもう一つは、話を聞くと、厳しいのは来年と再来年だということも聞いておりますので、ぜひそういうことを考えて提案だと思いますので、ぜひそういうことで進めていきたいということを考えておりますが、町長の見解があればお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

教育長（藤代和昭君） お答えします。

私も現場にいましたけども、子供が海外経験を通すということについては、非常にプラスの面が多々感じられるのです。今、議員が御指摘されたこと以外に。そういう意味で言ったら、足寄の将来だとか子供の社会性だとか等々、いろいろ勘案したときに本当にプラスになるなど。お金にかえられないものがあるなど思っています。加えて、少し聞くとところによると、本町の中学生にとっても町としての振興策について非常に中学生が楽しみいしている。高校に行ったらそういうことに行けるということについて。そんな話も私もちょっと小耳に挟んでおりますけれども。

どっちにしましても、今の時代、国際化というかグローバル化の時代ですから公用語である英語を通してこの姉妹都市であるカナダとの文化交流をするということについては、本当に町民だけでなく、子供たちの、重ねますけども、将来にとってもプラスになるこ

とだなと私思ってますので、よろしくお願ひしたいなと、そんなふうに思っております。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

今、教育長からお話もあったことも含めて、やはり現状、本来に来年の入試、率直に言ってきつい状況です。まだ公式ではありませんけども、40名割っちゃうとやっぱり次の年の募集自体がもう一問口の募集しかないということですから、来春の入試を乗り切れればまたしばらくは大丈夫かなという、そんな思いもしているのですけども。

そのことも含めて、やっぱり普段から私言ってますけど、やっぱり子供というのはやっぱり宝物ですから、無限の可能性を秘めているわけでありますから、やっぱり幸いにしてカナダのウェタスキウィン市と姉妹提携してもう20年過ぎたわけでありますから、今までのこういった実績も踏まえながら、さらに一步前といいますが、高校生全員行かせたいなということでの総合計画に計上したというようなことでございます。

まだまだ、本当に実現できるかどうかというのはまだ不透明な部分はありますけれども、先ほどもお話ししたとおり、時期の問題を含めてクリアしなければいけない部分というのはかなりありますけども。総合計画に計上しているのはちょっと多目に50名の50万という形で計上をしております。実際に、これ実現したときにはもうちょっと圧縮できるかなというふうには思ってますけども、基本的には渡航の関係については、基本的には自己負担がないと。すべて町費で見たいこうと。こんな思いでございます。そうは言っても、準備だとか小遣いだとかというのは、これは当然個人負担はなりますけども、ともかく足寄高校の入学した1年生については全員行かせたいと、行けるんだよという、そういう夢といいますか希望といいますか、そういうものを子供たちに与えていきたいなというふうに思っておりますので、ぜひ御理解をい

ただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番、後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） わかりました。

私の質問はこれで終わらせたいと思います。

ありがとうございました。

議長（吉田敏男君） これにて、10番後藤次雄君の一般質問を終えます。

ここで、暫時休憩をいたします。

10分間休憩をいたします。

午前11時03分 休憩

午前11時12分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続けます。

次に、9番、井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） お許しを得ましたので、通告書に従いまして1件の一般質問をさせていただきますと思います。

消防広域化の状況について。

過日、消防広域化に向けた状況と内容の一部について全員協議会の中で説明を受けたところですが、十勝管内の各消防本部にかかわる議員等からの情報をもとに、私なりに思うところがありますので、そのことに触れさせていただきたいと思います。

消防行政は、住民の命と財産を守る直近の組織であることから、広域化の考え方に対して、再度詳細な部分について伺いたいと思います。

そこで、お尋ねをいたします。

広域化の理念と効果については、消防広域化は市町村による自主的な広域化であり、必要に応じ国、道の助言を受けながら住民の安全・安心と住みよい十勝圏を基本的な理念とするとありますが、ここでいう必要に応じとは何を指してるのかお聞きしたいと思います。

また、基本方針を住民本位、住民サービスの向上に置くとともに市町村財政の健全化を

図るとされておりますが、どこを基準にしたかお聞きをしたいと思います。

消防団は民であり、地域に根差した歴史がございます。それを導く立場である行政との密接さを欠くことが懸念されますが、所見をお伺いをいたしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 井脇議員の消防広域化の状況についての一般質問にお答えをいたします。

十勝における消防の広域化は、国や北海道からの指示や指導などによるものではなく、あくまでも市町村が自主的に検討を進めているものであります。

平成18年7月に総務省消防庁が定めた市町村の消防の広域化に関する基本指針や、平成20年3月に北海道が定めた北海道消防広域化推進計画において、自主的な市町村の広域化を推進するために、国や北海道は市町村に情報提供や相談体制の充実等を行うこととしており、積極的に情報提供が行われております。

本年10月末に、十勝圏広域消防のスタート時の姿が案として承認されたことから、今後、さまざま項目について調整が行われ、広域化の是非が検討されることとなりますが、市町村みずからが考えて判断をするものであり、検討を行っていく中で、国や道の助言等を受けて検討したほうがよいと判断された場合に助言を受けるということであり、助言等を受ける事項をあらかじめ決めているということではございません。助言を求めることがあるとしても、それはあくまでもアドバイスや情報提供の範囲であると考えております。

また、消防の広域化は、消防の効率的運営を進め、スケールメリットを生かして市町村財政の健全化を図り、災害発生時における初動体制の強化や本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強、救急業務や予防業務の高度化および専門化、現場到着時間短縮等、火災等の災害への対応能力が強化されることなどにより住民サービスの向上に資する

ものと考えております。

現状を基準として、より住民サービスの向上と市町村財政の健全化をバランスよく進めることが今後の検討課題であると考えております。

消防の広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団は広域化の対象ではありません。

消防団に対する指揮命令系統は広域化前と同様、管轄署長の所管のもとに行動することとしており、管轄の署所が消防署と消防団との連携および協力体制を推進することが基本であります。また、広域化により構築されるとかち広域消防局と市町村消防団との定期的な連絡会議や、大規模災害を想定した連携訓練等も行う予定ではありますが、広域化後も消防団の位置づけは、原則的に広域化前とかわりはなく、火災などの災害活動のほか、地域に根差した火災予防運動等、地元市町村を守ることを基本に地域に密着したさまざまな活動を行っていただくこととして、基本的には広域的な活動は行わないこととしております。

今後も引き続き、住民サービスの向上と財政健全化のため、消防広域化について、より具体的な協議・検討を行ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番、井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） これ道が平成20年度の3月に策定をされたという、まず経緯がございます。それによって、22年3月の第1回の定例会で示された経過がございます。本会の先般の全員協議会としてのこの広域化の協議というのは、2年前の今回と2回目です。それで、各報告を、いわば行政報告が4回に分けて過去されていた経過がございます。その中で、前回は協議会でいろんな話しが協議された中で、余りにも、いわば住民の代表である議員と理事者側の説明が足らんような気がしてならないわけがございます。

この協議会というのは、もちろんデジタル化がどんどん先に先行して進みながら平成25年には実施設計に運ぶようになり、電波法の改正によって26年4月が改正になるわけです。

それで、組織化というのは今のところ28年4月にスタートをするという今の予定ではあるのですが、北海道で、この間も町長ちょっとあなた触れたのですが、全道で十勝だけがこの広域化について熱心に協議され、ことしもそういう首長会議で何か全くいつどうなったのかわからないのですが、新聞に載ってたのですが、住民の人にそれだけ周知してるのかなと。町道整備にも首長が合意をしたということで、このデジタル化に向けた帯広の市役所で開かれた中で合意をされたというのを聞いた、また読んだところもございます。

住民の説明って一体、本当にきちっと理解するこの命とこの生活を守る中で本当にされているのかなと。

先般の全員協議会の中で、総務課長さんがこのある議員さんから今までのこの広域化について住民にどのような説明をされた経過をお示しをしていただきたいとお話があったはずですが、答弁は、住民に十分な内容を説明されたと。22年3月にされたと。アンケートも実施できた。まず、そのときの住民周知に対して、どのような方法でされ、アンケートがまずどのような結果だったのかお示しを願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

答弁調整でございます。

午前11時25分 休憩

午前11時26分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先般、総務課長がお答えをした住民のアン

ケートの関係でありますけども、これ帯広の事務局のほうでアンケートを調査をやったということでございます。もう一つ、住民の意見をお聞きをすると。これはもう、ある意味必要なことだというふうに思っています。問題はどの時点かということだというふうに思っております。中身の議論はこれからでございます。今のところ、十勝の全体での考え方というのは、25年、すなわちこれから細かな部分も含めて協議・検討をしていく中で、一定程度まとまった後にそういった住民の御意見もお聞きをするという予定になっているということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番、井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） それに、ましてやどちらにしても28年度の4月からこれは始動するのははっきりしているわけですから。この組織化されて、そして4月から今のところ実行されてるという予定がお聞きしている。これまず、ちょっとこうあれらしくちょっとその辺答えしてください。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） これまでの経過、先ほど議員がお話がありました、全道で進んでないのに十勝だけが進んでるのではないかというお話もございました。

この間の経過をいま一度、概略説明をしたいというふうに思います。

まず、この消防の広域化の一番の始まりというのは、御案内のとおり、町村合併の議論がございました。十勝では、この町村合併は幕別町と忠類村だけの合併ということで、ほかのところは協議会は設立されましたけれども、結果としては、合併の合意には至らなかったということでございます。

そこで、十勝の町村会でいろんな議論をしたときに、合併はだめになったけども今後、行財政運営については益々厳しくなってくるよねと。これは、共通の認識であります。そういう中であって、これから広域で共同で事

務処理できることはないのかということで、そういった議論をした中の一つとして、消防本部の統合広域化については、これは可能ではないのかということになりまして、じゃあ、そのほかにも三つほどあったのですけれども、この消防本部の広域化を真摯に議論をしていきたいと思いますということになって、今現在、帯広に設置をしておりますほかの業務の複合事務組合、ここのところで事務局を置いて検討していきたいと思いますということになったのがスタートでございます。

その後、電波法の改正がございまして、今の通常のアナログ無線では法改正があって、使えなくなりますよと。すなわち、自動的にデジタル化を図らなくてはいけないということになりました。これ、先ほど議員がお話があったとおり26年の4月からは、それまでに対処しないと使えなくなるということで、この消防本部の統合、広域化にプラスしてそのデジタル化というのが入ってきたというのが二つ目であります。

それともう一つある。もう一つは何かといいますと、先ほどもお答えしたとおり、平成18年7月に、総務省の消防庁のほうから、今後の消防の行政のあり方として、30万から35万の人口に対して一つの消防本部と。こういうのが指針として出されたということでございます。それとあわせて、議員も仰せのとおり、平成20年になって北海道としてもそのことが、北海道でいきますと広域化推進計画です。こういうものが出されたということでございます。

ですから、十勝的にはスタートが早かった、それに先ほど申し上げた二つ、デジタル化の問題、それから広域の消防本部自体の広域化というのが出てきたものですから、あわせて検討していきたいと思いますということで検討が始まり、今現在、検討も進んでるということでございます。

それから、スタートの28年4月。これは、やっぱり目標がなければなかなか議論が

進まないということで、とりあえず、可能であれば28年の4月からスタートしよう。これは、みんな共通項目で認識しましょうということで、これは了としたということであります。

問題は中身です。これをどうしてくのか、もっと言えば、議員の御質問にもありますとおり、現状の消防行政のスタイル、足寄町の消防の体制がどう変わっていくのかと。このことが一番重要になってくる。このことが、まさしくこれから個別具体的に協議、検討がされるということでございますから。そんなことは考えたくはありませんけれども、仮に今の実態とそぐわない、もっと平たく言いますと、現状の体制よりも緊急のときにサービスが行き届かないというようなことがあるとすれば、それは28年4月に足寄町も加わるところにはならないという。こんなことはないというふうに思いますけども。そういうことも含めて、これから大事な細部について検討をしていくということだということですので、これまでの経過の説明とさせていただきます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番、井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） 流れとしては、理解いたしました。

ただ、先ほど答弁にありましたように、この会計そのものが、いわば現場の技術の増強、それから救急業務体制の高度化および現場到着の短縮等と、火災等々も含めた中で一層強化、このことによって広域化することによって、されるんだという答弁もございました。

非常に、そうであれば、望ましいのですが、広域化すればするほど逆にそこに誤作動が生じるのは事実でもあるわけです。その都市、帯広というのはもう中核都市ですから。その都市周辺だったらさほど問題も、時間もさほど誤差がないと。特に、本州なんかは一つの事例として、車で10分も走ったら県境になる、相手様の県に行く。足寄は30分

走っても同じ町内であると。強いて言えば、町村がかわる程度でそれほど本州の捉え方と北海道とでは、相当隔たりがあるということは事実なわけです。

そういう中で、果たしてそういうことも含めた中で、前回の全員協議会の話の一つとして、非常備と常備の、いわば職員の今の形態はかわらないのだと。これは、消防の8項目の示された中にもうたってあります。決して今の形態はかわらない。しかし、その中で異動だとか、異動勤務体系の本当に変化というのはないのかと。ないで済まされるのかなと。その辺ちょっと危惧ではないのですけれども、考えているのですけれども、それはどうなのですか。今の常備と非常備の職員の形態がかわらないっていいですけど、私はそうはならないと思うのです。その辺はどうですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 常備と非常備、これはかわらないです。団というのは、あくまでそれぞれの地域の団ですから。これは、消防行政をやってくときに、もちろん密接な連携はとってますけど、団の活動を、例えば消防本部が、仮にでき上がったとして、そこが直接動かすとかそういうことにはならないということで、それはもう明確です。

ただ、恐らく議員が危惧をしているのは、職員の異動ということかなというふうに思うのです。広域異動。これについては、今後検討していく中では、これまでも何回か話をしておりますけども、消防職員の果たすべき役割含めて広域異動というのはなじまないのではないのかということは、これは私も意見として言わせていただいております。今後、各項目で検討していく中でそのことをどうするのかというのは、一番、ある意味、重要な検討課題の一つだというふうに私も認識しております。

ただ、田舎ですから職員の年齢構成、これが斜めになっていけば、毎年平均的にこういう構成になっていけば心配ないのですけれど

も、どうしても常備消防組織が発足したときから、スタートラインからいきますと、ある程度、役場職員もそうですけど、固まりの採用というのがあります。そうしますと、上層部、すなわち、とりわけ署長でいきますと、署長は1人ですけども、署長が仮に定年で退職した後、続く者がちゃんと育成できてるかというこういう問題もあります。ですから、私はこれから意見反映はしていこうというように思ってますけども、仮に、広域異動も必要ということになったとした場合、私、幹部職員に限られるのかなと、そんな感じします。この間、いろんなことがあるのです。実現した場合については、職員採用はやっぱり本部で一括採用。ですから、地元の意向はどう反映されるのだとか、いろんな話もあったのですが、細部はこれから本当に詰めることになっていきますけども。基本的には、やっぱり足寄の消防署に配置される職員は当然ここに住んでもらわなくちゃいけない。通いななんていうのは100%だめということは、これは明確に言っております。ですから、議員が心配されてる点につきましては、私もそういう同意見でございますから、今後の検討の中でそういったことはしっかりと意見反映をしていくということで考えてますので、御理解いただきたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 9番、井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） わかりました。

ただ、一応、30万、先ほどちょっと前後しましたけど、30万人、これは国から示された、総務省から示されたあれで。ちょうど十勝全域を合わせると30万超えるのです。ちょうどまた示し合わせたような数字なのです。そうなのです。フードバレーとこうブレンドされたようなイメージでそうなっているところもあると思うのですが、私はその辺やっぱり急ぐことないと思うのです。前回の全員協議会のときも、町長もまだそんなにこの話は進んではいないと。まだ未熟なところもあるのですよという、皆さんの前でお話もしてくれたから、余りどこまでっていう詰め

た話しも議論も難しいところもあるのですけれども。ただ、私は、今の職員の非常備と常備職員の、お聞きするところによると、本別と足寄は7,000名台の人口だから職員2人、帯広に広域に本部に送らなくてはならないと。陸別は1人だと。これは大体全く根拠のない話ではないですよ。それで、今この3町の行政組合で職員2名までかかってないです。1.5、6人の中で非常に努力されて改善されて頑張ってるわけです。それがこの流域だけでも5人本部に派遣するわけです。逆に南十勝の場合は、今9人から10人体制です。恐らく、南十勝だったら中札内1人、更別1人、大樹2人、広尾2人で6名帯広の本部に恐らく派遣されると思います。あその南十勝であれば、その人件費だけでも非常に合理化された削減されると。だけど、この3町に限り、そんなことはないのです。逆に、人件費一つ取ってもそのような、いわば大きな負担が強いられると。この、いわば広域の関係資料というのは、これ帯広市から一方的に送られたものですよね。ここでつくった、作成したものでないだけに、私はこの3町でやはりしっかりと作成をして、もっとそのはっきりとデメリットもはっきり出して、メリットばかり出さないで、デメリットもこういうところに問題も予測されると。こういうところも予測されるという、ただ、52億4,200万円に比べ、38億5,200万円で済むんだなんていう頭からこういうふうな、おっつけてるのではないのですけど、この13億9,000万円のメリットあるんだという数字だけが踊って歩くようでは、私はまずいと思うのです。これが、住民に対して大きないのちの損傷があったり、大きな財産の損失があるわけですから。その辺はどうお考えなのかちょっと心配してるのですけれども。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、そんなに急ぐことはないという点か

らまずお答えをしたいというふうに思いますけれども、先ほどもお話ししたとおり、目標を28年4月からスタートという目標。これ、目標を定めたという意味はもう一つあるのです。というのは、これが合意形成ができてスタートできることとなるとすれば、いろんな意味で国から、あるいは北海道からの財政の支援措置ということもあるのです。ですから、これが、そのうちやればいいやということになると、いざ合意形成ができたときに、その財政的な支援が受けられないということも、一方ではあるということもあるということです。これは、財政の支援措置というのは、これからの検討ですから、どこにどれくらいお金がかかるのかというのは、また詰めていかなければいけないということでありますけれども。ですから、急ぐことはないということは、そうじゃなくて、とにかく真摯な議論をして合意形成ができるとすれば、この目標のところに向かってもう真剣な議論をしていきたいと思います、こういうことです。

次に、一方的に資料が送られてきたというお話でございましたけども、これは担当窓口をつくったのですよ。町村会の中でも、あるいは帯広市の市長も含めて、やっぱりこれは片手間ではできないよねと。専門部署を設けましょうということで、これは議会にも報告をしながら、そこで原案、たたき台をつくっていただいているということですから、それに基づいてより具体的な話をしていくということになります。ですから、その中の一つとして、派遣のこともたたき台として出てきてます。足寄から2名ということが出てきてます。これについても、これからの議論なのです。これは、何故かといいますと、十勝の消防局の中に、この今3町でやっている本部、これを当然設置をするということです。すなわち、これが可能になれば、3町の消防本部はなくなります、ここからは。そこで、一定の人数、今ちょっと数字ぽと出てこないのですけど、70数名とかってということなのですけども。私は正直言って、うちの消防の現

状から行きますと、本当に2名出せる状況にあるのかどうか。これも、これからの検討なのですけども。これは、まだ詳細は詰めていませんけれども、現段階においては、私は、そういう状況にはないのかなというふうに思っております。ですから、じゃあその2人、本部で想定している人が足寄から2名出せませんよってなったときにどうするの。必要だということであれば、当然、確保しなければいけないですよ。それは、逆に言えば、財政負担をするということになるのかなと。ですから、その点も含めて、これからより具体的につめていくということでございます。

ですから、全員協議会で資料としてお配りしたものについては、これが今まではたたき台ということで、市長を含めた首長あるいは副町長会議、あるいは現場の署長会議で詰めてきて、その中である程度の課題、検討すべきことがまとまりましたと。ついては、たたき台から案に格上げをしましょうということが確認がされたということですから、まさしくその案に基づいて、これから個別・具体的に項目ごとに詳細な検討が加えられると。その結果が、広域化ができるのか、あるいはメリットがないからやめようということになるのかということで進んで、物事が進んでいくということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番、井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） 町長の説明もよくわかりました。

ただ、道なり国から財政支援もあると。これが、まったく十勝管内の以前の人口1万都市の合併ということが国から、いわば求められ、幕別町の議員さんもよく懇意にさせてもらっているのですけど、失敗したと。今、この、いわば合併によって一時的に大きな財政支援が得れたと。しかし、二年、三年後からはそれが微調整されて、今はもう何らかえて広域的になったと。だから、この消防と関

係はないのですが、似たようなイメージですね、これもやはり一種の取り込む一つの手なのかなと。やっぱり、住民がしっかりと。これ特に、合併問題も含めてですけど、この消防も広域というのは本当に命といわば生活の災害だとか、それから火災だとか、災害も火災の部類ですけど、予期せぬ災害のときは、私はこの広域化というのは果たして、本当に迅速に機能を成すのかなということが心配でなりません。まして、昨年3月11日、よく皆さんが3.11って言いますが、あれも地域の消防団の人がもう本当に大きく犠牲になってかわいそうなことをしたんですけど、あれだけ寸前まで地域と一体となって住民の命の救出に当たられたのは、まさに小さな部分的な団の構成だから、常備・非常備合わせて、あのような犠牲は出たけど、私は、地域に密着した消防だったからあのようなかえって大きなことになったのかなと。あのようなことが、あの場所で広域化になってたら、果たしてどうかと。だから、災害のために消防団が、ある意味いったらあるわけですから、その辺も慎重にしていたきたいとお願いをしたいと思います。

それと、これがたまたまですけど、ことしの3月、この恵庭と千歳と北広島、3市の消防署が広域化協議されたのです。北海道でこれ3カ所目ですかね、十勝と。これも3月で解散しました。なぜか。やはりメリットがない。そのような、ちょっと何か検証したことはございますかね。これ、大々的に載ったはずなのですが。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 繰り返しの答弁になりますけども、そのことが広域でやるのが帯広市も含めた18町村、これがメリットがなかったらやめるのですよ。メリットがなければ。ただ、前向きな議論をしていきましょうと。ですから、町村合併であれしますと、どこの地区も協議会は立ち上がったのですよ。真摯な議論をして、やっぱりメリット見出せないよねということだめになったと

いうことです。私の町も両隣とやりましたけども、これはメリット見出せないねということをやめたということです。ですから、この広域化も広域化をやるということは決まっていないのです。これからの検討なのです。ですから、千歳市のほうでどういう経過でだめになったのかは分かりませんが、十勝の段階は、具体的な検討項目もピックアップをしながら、こういったことがクリアできるとすれば、28年4月から行けるか、行きましようということの合意形成だけができてるといいますから、実際に行けるかどうかというのは、事務処理上はもうたくさんの難しい問題があるのです。今現在3町でやってます消防本部、これ各方面でやっていますが、まずはこれはこの本部を、一部事務組合でやっていますが、これを解散議決をもらわなければならないのですよ。ですから、例えば、首長たちだけがやるぞ、やるぞといったってどこかの町村で、例えば、うちですね。3町でやってますから。うちの議会で解散まかりならんということになれば、3町の本部は向こうに行くということにはなりませんから、これは。ですから、細かいことを言いますと、そういうことも含めてしっかりと個別課題をみんなで検討をして、そしてメリットがあるのかないのか、十分な検討をして結論を出していくということですから、ぜひ御理解をいただきたいなということでございます。

議長（吉田敏男君） 9番、井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） 町長のおっしゃるのもよくわかりました。

これが、したということではもう遅いわけですから、こういう議論をしても。だから、そういうことで。今、町長のほうからどういような千歳市が頓挫した理由はちょっと存じてないって言いますが、消防組織体制、勤務体制および部隊運用などが合意形成に至らなかったということが主たる理由らしいです。やっぱり、釧路管内でも標茶が同じ広域の中で協議した経過があるのです。標茶も

やっぱり人員配置の効率化が図れない、財政的な負担が従来より増えるという細かくシミュレーション出したのです。そのことを去年、おとしのあなた全員協議会の中でありきというイメージでデジタル化に備わってそういうような電波の設置するものには10数億円かかるのだからこの単独だと何かでは維持はできないんだというお話しした記憶はございますね。だから、ありきのこと僕お話をしているのかなと、そういうふうには実は早合点したのも事実だったのです。お話があるようだったら。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほどもお答えしたとおり、これはもう合意できたのですよ。あのデジタル化のやつは。これはやりますから。報告もさせていただいてますけど。これをやらないことには、単費でやらなんきゃいけないということです。ですから、仮に広域消防がだめになったとしても、デジタル化だけは共同でやりましょうと。とんでもないお金がかかりますから。それだけは合意できてますから。それは議員、ぜひとも切り離して考えてください。デジタル化やるんだから、デジタル化スタートしちゃったら、これだって一緒になってやらなければだめだろうということではございませんのでね。だから、今のところ確認がされてるのは、デジタル化。これはもうやりましょうと。ですから、具体的に来年から調査設計も含めて、実施設計も含めて入っていくということでございますので。そこはぜひ整理をしていただきたくというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 9番、井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） その中で、今よくわかりました。

ただ、この電波法だけは国で実行するわけですから、これは例えばその頃になって足寄がブースターつけてアナログでなんていう、そんなことにはならないわけですから。それは、よく存じているところでもあります。

ところで、これに関連して、何か議題が広域化についての質問なものですから、今、この団員さんが過疎債退職報奨金制度というものに加盟しておられるらしいのです。してるのです。これは、北海道行政総合事務所というのが道にあって、これが管内で池北三町のこの沿線だけ加盟してるのです。管内でこの3町だけが加盟しているのです。何をいわんかということは、長い間やはりこれを個人負担を積み立てしながら消防団員の人も団を退くときに退職金という大きな金額ではないのですけど、ささやかながらいただいと。そのことが私に言わせたら、広域化になる、するということではないのですけど、なった折りには、その報奨制度がどうなるのかと。また、そのことによって、報償をもらうから団員になってる、団員を協力させていただいてるというのは、いないだろうけど、そのことが制度がなくなると、団員さんも高齢化ですし、腰曲がってやっそこ頑張って走り回ってるわけですから、私は団員のいわば組織のいわば辞められる人が出て、若干になるのではなからうかなと。そういうふうにも思うのですけど、その辺どうですかね。何か、その制度があったのがわからないような感じなのですけど。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 繰り返しの答弁になりますけども、団は別ですから。団は足寄町が運営してかなきゃいけないわけですから。団を向こうに持っていくのなら別ですよ。そのことも心配されますけども。ですから、そのことは心配いただくなくてもいいかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番、井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） 別なのはわかっているのです。私がお聞きしてるのは、この制度がそのことによって広域化になるとなくなることが推測されてるらしいのです。機会あったら、答弁いいですから、聞いていただきます。

それで、このあくまでも広域化のほうが私ども、先行してイメージでありきの受け取り方、私してたものですから、これはやっぱり慎重にしてもらわんとあかんなというふうに。今回も機会あって議選で行政組合にお世話になっているいる勉強させていただきました。その間で、監査という大役もお務めさせていただいた。ああ、こんな仕組みになっていたんだと。こういうようなことが行政組合として機能を成してたんだと。非常に勉強もさせられただけに、お聞きをしっかりとしたいと。近隣の議員さんにもどうなんだというお話をしたら、いやいやこれは大事なことだよと。非常に大事なことで、ある人はパフォーマンスの上手な人ですから、どんどん腕回して頑張ってるけど、なかなかそう簡単にうまく決まらんじやないかなという話もしているのですが、早めにそういうことを協議の場をきっちりと求めて、住民の人が理解し、すべてがあれすればそのこともやむを得ないことであろう、また、すべきだということも言ってるには言っているのですが、決して、なってからでは遅いものですから、こういうようなことを一つのお話をきょう一般質問としてさせていただいたわけですが。

昨年、たしかどこかの林道かどこかで大きな何か災害、交通事故か何かあったのですよね。オンネトーの周辺の林道ですよね。あのときも、やっぱり足寄で人員がいわば救助できなくなって、釧路阿寒町だったのですかね。釧路のほうから支援してくれたのですよね。そういう目に見えないけど、果たしてこのケースは広域化だったらどうだったんだろうなと思ったり、これも小さな村、小さな仕組みだからそのような敏速なあれを得られたのかなと。そういうことも踏まえて、今後いろんな中でちょっとあれですけど、生ごみの問題もあります。十勝、これも一円に帯広市にある一定の、あともう間近に四、五年もたったら、三、四年たったら来ます、その時期が。それも、やっぱりいいこれから検討の余地があるのではなからうかなと思っておりま

す。この広域化、私は何回も全員の議員さんとの場を今後設けていただきたいと思えます。

そういう中で、最後に、ちょっと今までのイメージの中でこうするというのをちょっとお聞きしてこの私の一般質問を終わりたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議員のお言葉の中に、決して言葉尻つかまえるわけではありませんけれども、慎重にというお言葉でありましたけど、私は積極的にこの議論に加わっていく、もっといえば、この間もそういうお話をさせていただいております。

個別具体的に、わかりやすく言いますとね。帯広市の消防の体制と郡部の体制は違うのですよ。帯広の場合、火災あったときには常備でもう正職員がちゃんと配置されてますから、団の人は行かないのですよ。ただ、田舎の町、うちも含めて近隣もそうですけれども、まずは、例えば、大嘗地で火災があったといったらもう団の人が行くのですよ。この決定的な違いもあるのですよ。ですから、そういったことを28年4月の目標に向けて、そういったことも整理ができるのかどうかも含めて、しっかりと積極的に議論をしていった上で、28年4月にスタートできるのか、あるいは、メリットがありませんからやめましょうってなるのか。だから、私は積極的にそのことをですね。ですから、担当のほうにも言っているのですが、先ほどもちょっと触れましたけれども、財政的な部分というのも、サービスは向上されるけれども、だけど負担できないようなお金が出てくるのだとしたら、これはもううちの町としては入れませんということにもなりかねませんから、そういったことも含めて積極的に協議、検討していきましょうということは、これはこの間もいってきております。

それから、議会に対する報告、あるいは協

議の場、まさしくこれからそのことが個別、具体的な協議が始まって整理がされ次第、もっと言えば頻繁になるというふうに思いますが、逐次、議会あるごとに報告もさせていただき、御意見も聞く場を設けるということになるというふうに思っていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番、井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） 深く言いませんけども、積極的に今の言葉、力強い言葉いただきましたので、十分議会を通して、また住民にしっかりと周知する徹底、それだけは図っていただきたい。帯広市からアンケートをとるのではなくて、もっと縮小した中で、具体的な詳細は足寄は足寄なりの周知の仕方があるわけですから。お願いをしたいと思います。

それで、一般質問を終わります。

議長（吉田敏男君） これにて、9番井脇昌美君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

1時再開といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続けます。

4番、木村明雄君。

4番（木村明雄君） それでは、議長のお許しをいただきまして、二つの質問をさせていただきます。

まず最初に、和牛振興対策について進めていきたいと思えます。

ことは、5年に1度と言われております全国和牛能力共進会が長崎県で開催されました。我が町、足寄町からも、岡元牧場と伊藤牧場と二つの牧場が出席し、大変優秀な成績をおさめました。現在、我が町の農業生産物において、これはとってよいものがない中で、足寄町に、または農業生産者に将来の生き残り策の夢と希望を与えてくれた全国和牛共進会ではなかったかと考えます。これを機

に、我が町、足寄町を和牛一大生産基地に育て上げることも夢ではないと確信をしたところではありますが、今後、足寄町として振興策はあるのか、町長にお尋ねをいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 木村議員の一般質問にお答えをいたします。

第10回目を迎えました全国和牛能力共進会への出品等の経緯と支援につきましては、第3回足寄町議会定例会において行政報告および補正予算を承認いただき、10月25日から長崎県佐世保市において開催されたところでございます。

今大会の出品区である第5区繁殖雌牛群として、足寄から出品の2頭を含めた4頭が審査対象となり、優等賞第6席をおさめた成果は大変すばらしいものと、生産者ともども喜んでいるところであります。

足寄町の和牛の導入につきましては、昭和26年に島根県および鳥取県から34頭の雌牛を導入したことに始まり、和牛生産の導入が広がる中、昭和58年に足寄町和牛生産改良組合が設立となり、組合員のさまざまな活動を通じて、あしよ和牛の改良の向上を目指してまいりました。

これまで、本町における和牛振興策といたしまして、高品質牛生産システム調査委託事業、和牛生産改良組合補助金事業、優良和牛保留奨励金補助金事業、和牛肥育振興資金貸付事業など、町単独補助を実施してまいりましたが、制度の見直しを行い、平成16年度より足寄町畜産振興資金貸付要綱に基づき、家畜改良、規模拡大、新規の導入、優良肉専用の繁殖雌牛の導入や自家保留等の推進および畜産経営基盤の育成・振興を図ることとしております。

現在、和牛生産改良組合員数は、53戸、繁殖雌牛につきましては2,700頭を超える素牛生産体制となっており、今後も継続して支援してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

4番、木村明雄議員。

4番（木村明雄君） わかりました。

ことは、第10回目の全国和牛能力共進会があったと言われておりますが、これはこれからの振興を進めていく上で、現在足寄町の和牛評価、道内または十勝管内、これどのくらいの基準評価の位置にあるのか、ちょっとわかればお尋ねをしたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

経済課長（岩原栄君） お答えいたします。

ただいま、議員の評価の部類なのですが、さまざまいろんな部類があるのですが、最も和牛の一番関係でいきますと、23年度の調べでは、ホクレンの帯広支所開設の市場におきましては、この十勝管内の黒毛和牛の流通というのは、取引額が1万4,039頭なのですが、販売価格は去勢が44万2,000円台。雌牛のものについては、平均でいくと36万3,000円を超えると、全国平均を上回っているということで、全国市町のランキングは4位と、販売価格24位と、十勝管内では有数の位置付けになってございます。

十勝管内の母体数の中の成績表もあるのですが、おおむね全体的十勝管内の農協のそれぞれの和牛を生産されている農協を含めて、足寄町の位置付けとしては大体中間程度、もしくはやや困いの分野もあるのですが、おおむね大体中間程度ということでの報告を受けているところであります。

以上であります。

議長（吉田敏男君） 4番、木村明雄君。

4番（木村明雄君） ただいま、中間程度ということでございます。

そこで、ここに北海道の酪農畜産家の資料があります。和牛生産は、本州府県が停滞傾向にある中で、北海道は順調な発展を遂げ、我が国最大の生産基地となっていると。

北海道が今どんどん進んできているということだと思えます。

十勝支庁管内では、繁殖雌牛頭数が特に多いのは、音更町、大樹町、幕別町、池田町、豊頃町、足寄町と浦幌町。7町が今進んでいる。熱を入れて頑張っているというところがございます。その中でも、足寄町が断トツに頭数が多くなってきていると。私が考えるにしても、これは、足寄町の気象条件または立地条件、これらを鑑みをして、やはり足寄町においては、和牛の振興についてはこれからもどんどんやっぱり進めていかなければならないものと考えているところがございます。

ちょうど昨年の今ごろでしたか、栃木県の、本社が栃木県にありまして北海道から沖縄まで肥料頭数13万386頭と、和牛を飼っていた安愚共済牧場が破産、そして崩壊をいたしました。具体的に、この頭数に国内、回復するまでにはまだ何年もの時間がかかるのではないかとされておりまして。そこで、この和牛振興に当たって、町長もこの長崎県へ出向いて参加をしてきたという中で、ちょっとその辺の感想というかな、それらについてもお聞きをしたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 全国共進会に議長ともども参加をさせていただいて、2人で最終日の入賞牛のパレードまで見てまいりました。

一つあるのは、和牛のブランド化という意味でいけば、肥育をかけて、やっぱり製品、肉にならないとなかなかブランドということには難しいということでございます。

先ほども答弁の中で触れましたけれども、足寄の和牛は素牛生産が主たる、そういう体系になってるということでございます。ですから、簡単にその比較ということはできないというふうな思っておりますけれども、ただ、素牛生産をする上で、今回2戸の農家の青年が参加をしたわけでありまして、その素となる繁殖牛の審査区分のところに出品をして、全国で6位ということですから、これはもうすばらしい成績だったなというふうな

思っております。

率直に言って、やっぱり驚いたといえますかびっくりしたのは、やっぱり口蹄疫で大変な状況であった宮崎、これが見事に復活をして各部門で最高賞を取っているということですよね。ですから、改めて感じたのは、相対的に、肥育の部分も含めてでありますけども、やっぱり九州勢はすごいなと。そんな思いをしておりました。宮崎、鹿児島、それから長崎、大分。ここはやっぱりすごいなというふうに思いました。

それともう一つ、バスを見て驚いたのは、大型バスの一面に飛騨牛とどんと書いてあるバスが来ているのです。これは、ですから、もう具体的にちょっとお話しは伺いませんでしたけれども、県を挙げてやっているのか、あるいはもちろん、改良組合自体がそんな大きなバスを持ってそういうところまでやって運行してるのか、ちょっとわかりませんが、やっぱり力の入れようというのは、ちょっとまだまだ北海道というのは、そういう意味ではまだまだ後進国なのかなと、そんな思いをしてまいりました。

ちょっと長くなってますけども、いずれにしても、足寄のこの素牛生産、これは市場でも大変な評価を受けてますし、先ほどもお答えしたとおり、繁殖雌牛が2,700頭を抱えているというのは、私は、全道で一番でないのかなという、そんな思いをしております。

今後においても、これらの農家経営の中でこの和牛の占める位置というのは、やっぱり極めて大きなものはあるかなというふうに思ってます。

ただ、心配なのは、やっぱり肉牛、これは相場によってかわりますから、これはなかなか値段が上がったから、じゃあなんていうことにもなりませんし、では下がったときにどうするのかということもありますし、こちら辺は農協あるいは改良組合とも連携をしながら、もし何かがあるとすれば、何らかの対策というのは当然とっていかなければいけない

のかなと、そんな思いはありますけども。現状では、先ほどお答えしたとおりのことで、今ある支援策を継続してやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 4番、木村明雄君。

4番（木村明雄君） わかりました。

全国で6位ということで、これはすごい成績だなと、よかったなと、そんなふうに思っているところでございます。

これが、これから先に向けて、先ほど町長からの答弁もありましたけども、上がり下がりの問題もあると。いろいろなことがあろうかと思えますけども、ここでやっぱり繁殖牛が2,700頭もいるということだから、これがやはり53戸の農家で2,700頭いるということですから、これがやはり100戸になり、そして、これが3,000、4,000となるような形の中でやはり足寄は進んでいくべきでないのかなと、私はそんなふうに思うところでございます。

そこで、一つ大きな問題があると思うわけなのだけれども、これはやはり1頭の和牛が長持ちさせることは、皆さんそれぞれに計画を立てながらやっていると思うのだけれども、大体10年くらいしかもたないわけなのですよね。そこで金がかかるということになるかと思うのですが、その辺についてちょっと答弁をいただきたいと思います。何か考えてるのかどうなのか。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 今、議員お話ありました10年という意味は、10産で大体更新時期。私が担当した頃というのは、本当に丈夫な牛というのは12産、13産という牛もいましたけど。これは、一方で、最近の傾向というのは、市場価格に連動するということで、余り多年次にわたる牛、例えば、10産目の子牛が仮に市場に出たときにやっぱり値段が落ちてきているというのです。まず、一番なのは和牛ですから、血統を重視というのが一番です。それと、何産目の子かというこ

とも最近はどうも市場価格で出てきているという、そんな情報も聞いております。

何らかの方法ということを考えているかということでもありますけども、先ほどもお答えしたとおり、私が担当している頃というのは、優良和牛の保留事業ということをやりました。それは何かというと、血統のいい雌牛、親牛を他府県から導入をして、そして子っこをとって、そして血統のいい牛を市場に出しましょうという取り組みをしていました。いつまでも他府県から導入をしていけば、当然、高い買い物、値段の血統のいい牛を買ってくるわけですから。高い買い物になる。そうすると、自分のところで生まれた雌牛を後継牛に育て上げようという、これも改良組合の取り組みで長年やってきたということでございます。

その結果、一定の後継牛についても、それはそろえることができたということ、成果が上がったということも含めて、そういったことも確認をしながら、先ほどもお話ししたとおり、事実プランの関係もありましたけども、平成16年に制度の見直しをかけて、そこら辺については、貸付金という形の中で十分対応が可能ではないのかというようなことで整理をかけさせていただいて、現状にあるということでございますから。間違いなく、基盤はもう揺るがない基盤は私はでき上がっているというふうに思っていますから、もし何らかのことが必要だということであれば、当然、それはJAさん、あるいは改良組合とも相談をしながら対応をしていきたいなというふうには思っておりますけども、現状の中では、そういったお話も聞いておりませんし、私はもう基盤はでき上がってるものだというふうに思っていますから、もう自力でそこら辺はできるのではないのかなという、そんな思いもしているということでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 4番、木村明雄君。

4番（木村明雄君） まさに、町長の言うとおりでございますけれども、そこで、私も

ちょっと心配なことがあります。それは、やはり10産しかもたない牛、しかしながら、今、農業情勢は厳しい中で、自分のところで生まれた、この後継牛として育てていかなければならない。この牛がやはり組勘が赤字だと。これから先に向けて営農を続けていくためには、例えば、宮崎県だとか、そういうところから入れてきたいいい牛の子っこであっても、やはり手放していかなければならないという部分から考えていくと、これが2,700が反対にこれが少なくなっていくという可能性が出てくるのではないかという気がいたしますね。ここまで、今、基盤ができた。基盤ができて前に進むのではないかとされている中で、ここでやはり本当に例えば、その生産者が農協ともいろんな相談をしながら、そしてこれはいい牛だから残したほうがいいということがあっても、これはやはり年を持ち越すためにはやっぱり借金は払わなければならない。だから、出さなければならないということで、これが一番大きな振興策の一つなのだけれども、この辺やはりこれから先に向けてそういう資金というのか、これが対応を考えていかれるのかどうか。これは、ちょっと町にお願いをしてもだめなのかもしれないですけども、その辺について、何かよい提案がありましたら、お伺いをしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほど申し上げたとおり、制度の見直しをして、今現在は、これは和牛に限りませんけれども、足寄町畜産振興資金貸付要綱というのが定まっております。これ今、大体平年ベースで3,000万円ぐらいで来てますけれども、これは、無利子の貸付制度でありますし、しかも据置期間が2年から3年、そして償還も4年から5年。すなわち、借り入れ起こしてから7年のうちに、実質は4年なり5年間で返せばいいということです。そうしますと、和牛、これは1年に1産とるという

ことでいけば、要は、母体の管理をちゃんとやって発情を見逃さなければ、この7年間の中でその対応というのは十分できるというふうに私は思っております。これが、例えば、1年に1産が、これ乱暴な話だけでも、2年に1産しかとれないんだったら、正直言ってやめたほうがいいのではないかと、正直言って私はちょっと辛辣ないい方ですけども。そんなふうにも思っております。ですから、うちの改良組合に参加をしている組合員さんは、もうそんなことはないというふうに思ってますから。現状では、十分現行この貸付金制度で十分対応可能かなというふうに私は思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 4番、木村明雄。

4番（木村明雄君） わかりました。

それでは、まあ、そうですね。生産者にもやっぱり頑張ってもらわなければならないわけだし。わかりました。

それでは、次の質問をしたいと思っておりますけども、よろしいでしょうか。

それでは、2番目の質問をさせていただきます。

農業後継者対策について。

これについては、現在、新規就農者対策においては、町としても大きく力を注いでまいりました。おかげをもちまして、新規就農者、皆さん順調に営農を続けているところで、この件については、大きく評価しておりますが、一方では、学校を卒業し帰ってきた若者、または都会に勤めていた者がUターンした若者、この農業後継者はどうなのか。パートナー問題または住居環境問題、農業後継者は、ほぼ100%親たちと一緒に住まいであります。パートナーができれば当然、結婚し、子供も生まれます。現代は昔と違い、プライベートの問題もあります。中には、親たちと一緒に暮らしを希望する人たちもおりますが、今の若い人たちはほとんどが別に暮らしたいのが希望であります。町としても、新築住宅に、またはリフォーム住宅に補助制

度を設けておりますが、これは本当に私もよいことだなと思っておるところでございます。

そこで、私の提案であります、農業を継いでいく後継者に、年間それほど多くの件数はないものと考えます。新設住宅200万円程度の補助制度を設けてもよいのではなかと考えております。

町長は、いつも足寄町の基幹産業は農業だと言っておられます。この基幹産業を元気にするためにも、足寄町を担う将来の農業後継者に夢と希望を持ち暮らしていかれる、若者を元気にして育てていくためにも、必要なことではないかと思っておりますが、町長の所見を伺いたいと思っております。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 2点目の質問にお答えをいたします。

農業後継者対策についての御質問でございますが、本町の基幹産業である農業を担うべき農業後継者の支援策は、足寄町農業後継者就農育成資金、いきいき農業夢資金といたしまして貸付限度額200万円以内、債務免除額100万円以内を支援をしているところでございます。

御提案の新築住宅への補助制度につきましては、議員仰せのとおり足寄町住環境整備補助金として平成23年度より新築住宅へ、また、平成24年度からはリフォーム住宅に、それぞれ上限100万円の助成制度を開始いたしておりますので、この事業の活用をお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

今後とも、農業後継者対策には、各関係機関との連携を図り推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

4番、木村明雄君。

4番（木村明雄君） ここで100万円ということでございますけども、私は今ここで、この足寄町ここでやはりもう一息、もう

一つ頑張らなければこれはまずいなと、そんなふうに考えております。

私は、ことしの3月の議会で我が町の人口減の歯どめ対策について、質問をいたしました。

今回は、農業後継者に対して大きく関連のある住環境問題であります。この環境が整っていればこそ、パートナーもあらわれるのではないかと。そんな期待をするところではありません。景気がどんどん上向き状態であれば、こんなやばな質問はいたしません。現在、社会情勢、景気は落ち込み、そして少子高齢化が進み、年々人口減が進んでいく中で、まずは悪循環になってきたものと考えているところでございます。

私は、農業に生まれ育ち、40年もの長い歳月、農業を営んでまいりました。現在、後継者がいながら、私の場合は後継者がいるものだからちょっと退いてはおりますけども、しかし、これは今、農業の現状がどうなのかということ、私、子供の頃というか、40年もやってきた中でずっと見てきた。その中で、今が一番これ農業大変な時期でないのかなと、そんなふうに思うところでございます。今までにも、さまざまな経験をしながら、そしてまた農業問題に取り組んで、少しは農業情勢のほうもわかってはきたつもりでございます。

これは農業の基本であります。昔の人は、どんなに平らな見た目いい畑であっても、完熟した堆肥を施さなければよい作物は取れないと言ってもおりました。そしてまた、その前に、まかぬ種は生えぬということもいっておりました。これ、やはり今この時期にこの種をまいて、そして育てていくということが一番大事なことでないのかなと、私はそう思うところでございます。

これ、本当にこの私の今200万円どうでしょうかという、これはきつい提案だということは本当に重々わかっているわけでございます。しかしながら、これから将来、未来に向けて、やはりこの環境整備、改革これにつ

いて、どうしても必要だと私は思うわけでございます。そんなところで、もう一度、町長の所見を伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議員仰せのとおり、足寄町の基幹産業、農業でありますし、それから後継者対策しっかりやってかなきゃいけないという、これはもうお互い認識は一致するところだというふうに思っております。

ただ、そこで後継者対策の一つとして、農業者の部分でのところだけに200万円というのは、私はちょっと町民の御理解もいただけるのかなと考えたときには、それはちょっと私は難しいのではないのかなというふうに思っております。

以前の議会の中で、100万円の助成、これもちょっと大きくした方がいいのではないのかという、そういう御質問もいただいたというふうに記憶してはおりますけども、私はそのところはやっぱり真摯に今後も検討していきたいなというふうに思っておりますけども、ただ、後継者対策の一つとして農業者にだけ200万円というのは、これは私はちょっと別な方法を考えたほうがいいのではないのかなという、そんな思いをしてるものですから、先ほどから答弁しているとおり、新築に当たっては、現行の100万円なり、あるいはリフォームの上限の100万円で検討いただきたいということで、答弁をしたということ。

決して、200万円という具体的な提案をいただいておりますけども、これは今のところ考えてませんし、じゃあ、そのことで後継者対策しないのかということ、決してそうではありませんから、後継者対策はまた考えられるいろんなことはやってかなければいけないというふうに思っておりますので、ぜひそういう観点で御理解をいただきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 4番、木村明雄君。

4番（木村明雄君） まずは、わかりました。

それでは、次の質問をいたします。

まずは、ことしの春、私も一般質問した中で、ことしの春先には20代から50代までの未婚の農業者が、または後継者が60名ほど今のところいらっしゃるということでございます。これは、結婚とは、この前も言ったけども、1プラス1は2ではなく、5にも7にもなる可能性を持っているのだと。そして、私もそんな思いの中で、やはり何回かこの婚活も進めてまいりました。しかし、これはやはり難儀な問題だということもわかっております。しかし、ここで何とかしなければならんということも考えているところでございます。そこで、農業委員会にお尋ねをいたします。あれから9カ月の経過をしております。この件について、難儀な問題であり、せかすわけではありませんが、現在、農業委員会としてパートナー対策について、今までに婚活推進を図ってきたものと考えますが、どこまで進んで現在何組まとまりそうなのか、そしてこれからの計画というのかな、それについてもありましたらひとつお尋ねをしたいと思います。

議長（吉田敏男君） ちょっと待ってくださいね。

これ、質問用紙の中で質問、大枠では後継者対策ということでなってるからそのこともいいのかと思いますけども、詳細のところにはそのこと一切触れられていませんので、今どうするかとちょっと考え中だったのですけども。

今の関係でいきますと、表題だけそういうように大枠にくくってしまえば何でも質疑ができてしまうというようなことになってしまいますので、この関係については後ほどの質疑にしてください。

4番、木村明雄君。

4番（木村明雄君） これについては、関連はあろうかと思ひまして、私も出したわけ

なのですけども。これは、また後の機会ということで、考えていきたいと思ひます。

そんなわけで、私の質問を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、4番木村明雄君の一般質問を終えます。

次に、1番、高橋秀樹君。

1番（高橋秀樹君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

足寄町の企業をどのように活性化させ活力ある企業にしていくかという趣向について質問をさせていただきます。

景気の不透明感が増す中、昨年度、税収の落ち込みが見られ足寄の企業は大変苦しい時期を迎えております。これ以上の税収を減らさないために、町としてどのような手だてをお考えか、公共事業はこの時期大変有効な手だての一つと考えるが、将来にわたり安定的な税収を確保することが必要であるため、今以上に商工会との連携を重要視していかなくてはならないと考えています。行政は情報を提供し企業と企業を結びつけることに重きを置き、新しい事業を展開できるよう役割を担うことが必要だと考えられます。行政は経営に参画するのではなく情報を発信する側に徹しなければならないと考えております。

足寄の企業をどのように活性化させ活力ある企業にしていくか、下記の質問をさせていただきます。

1、金融円滑法が来年3月で終了する可能性がありますが、出口戦略についてどのようなお考えか御質問いたします。

2、長期的に安定的な税収を確保するため、足寄町の事業者の体質強化を図る必要があると考えていますが、町としてのお考えはいかがかお伺いいたします。

3、商工会、農協との連携を図り足寄の産業を育成する生産者と販売者とのジョイント役を行政が行い、新規企業の立ち上げを促すことについてお伺いいたします。

4、新規事業を展開させるために資金的サ

ポートが必要であるが町としてのお考えをお伺いいたします。

5、今回足寄町のホームページが刷新され情報が発信する素地が整いつつあります。足寄の特産品、加工品をどのような方法で宣伝し、育成していくかについて御質問をいたします。

以上について、町長の御所見をお伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 高橋議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の金融円滑化法の終了に伴う出口戦略についてでございますが、同法は中小企業者または住宅ローンの借り手から、金融機関に返済負担の軽減の申し入れがあった場合に、できる限り貸付条件の変更等の処置をとるよう努めることを内容とした、中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時処置に関する法律で、平成20年秋以降の金融危機、景気低迷による中小企業者の資金繰り悪化等への対応策として、平成21年12月に約2年間の時限立法として施行されたものでございます。

その後、期限を平成25年3月までとされたところであり、この法律が終了することにより、中小企業者の資金繰りの悪化が懸念されておりますが、その出口戦略として金融庁では、中小企業経営力強化支援法を本年8月30日に施行をし、財政および会計等の専門的知識を有する者による支援事業を通じ、信用保証の付与による資金調達支援を行い、質の高い事業計画を作成し経営力の強化を図ることとしております。

町内金融機関での円滑法による利用実績はないものと報告を受けておりますが、これまでも金融機関および足寄町商工会と連携をし、金融担当者会議を開催するなど、足寄町中小企業特別融資制度の活用を図り、町内中小企業者の経営安定に対する支援を行っておりますが、今後とも金融庁の動静を注視をし、連携を密にするとともに、情報収集に努

めてまいります。

次に、2点目の長期的に安定的な税収を確保するため事業者の体質強化を図ることについてでございますが、長引く景気低迷により、町内中小企業者等におきましても、大変厳しい状況が続いております。そのため、国や北海道、関係機関が実施している経営改善や支援事業等の周知を、足寄町商工会や関係団体等を通じて実施しておりますが、今後におきましても情報収集に努めてまいるとともに、関係機関との連携を図ってまいります。

次に、3点目の商工会、農協との連携を図り、足寄の産業を育成する生産者と販売者のジョイント役を行政が行い、新規企業の立ち上げを促すことについてでございますが、近年、農商工連携事業や6次産業化等、農林業を含む第1次産業の生産者と販売者をつなげる事業展開が注目されているところであり、本町においても異業種交流会や農商工連携事業研究会を町内各種団体の参加により推進することで協議されましたが、なかなか進まないという状況下にあります。

新産業創出には、民間活力が必要不可欠であると考えており、今後も関係機関と連携を図るとともに、新産業創出に意欲ある町民等との連携が図れるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の新規事業を展開させるために資金面のサポートが必要との御質問についてですが、現在、新規企業への支援として、足寄町企業振興促進条例に基づき、実施をしているところであります。

また、特産物の開発等への支援として、足寄町地場産品開発振興奨励事業補助金の活用等、新たな事業展開に対する支援を行っておりますが、今後とも、本町商工業振興の中心を担っております足寄町商工会と連携をし、情報の共有化を図り、支援可能な分野について検討してまいりたいと考えております。

次に、5点目の特産品、加工品の宣伝、育成についてですが、現在、足寄町のホームページの観光、物産情報につきましては、簡

易な情報のみを掲載をし、全体的な情報発信につきましても、情報の錯綜を回避するために、NPO法人あしよる観光協会のホームページにおいて発信されております。

また、特産品、加工品等のPRにつきましては、さっぽろオータムフェスト、北海道フェアイン代々木、管内関係団体等による各種事業へ、あしよる観光協会とともに町職員も参加をしPRに努めております。その際、実際にお客様の声を聞き、今後の製品等への参考としていただくよう、製造者や生産者等にもPR活動への参加を協会から呼びかけしておりますが、参加者は少数であり固定化されているのが現状であります。

これまでも、各種メディアやラジオ番組等において広くPRしておりますが、引き続きあしよる観光協会と連携をし、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

1番、高橋秀樹。

1番（高橋秀樹君） まず、1点目です。金融円滑化法の出口戦略についてなのですが、こちらやはり、今現状、足寄町ではそんなにこれを使っている人はそうそういないというお話ではあったのですが、この先、やはり非常に景気が不透明であります。やはり公共事業の減少等による減収等が、もちろんそれだけではないでしょうけれども、ある中で、この先も非常に苦しい場面が続いていくのであらうというふうに思っております。この円滑法が終了しますと、要管理先以下の不良債権が持たれるようになると、そこでそういうレッテルを張られると、やはり貸しはがしですとか、一旦資金繰りをとめてしまおうとか、そういうようなこととなるやもしれないというのが現状であると思うのですが、そこについて、もしそういうような場面が足寄町の業者の中で出た場合、町としてどのような対応をしていくのか、もしお考えがあれば、伺いをしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（岩原栄君） お答えをいたします。

金融円滑法を3月が終了ということで御案内のとおりだと思います。

私ども町としましても、この間、金融担当者会議等でこの状況等を踏まえて金融機関の代表の方に確認をさせてきていただいたところであります。

先ほどの答弁のとおり、その関係で足寄町内にはこの円滑法を活用して金融等のほうで進めているものはないということですが、従来からの貸し付けを含めて、条件の変更とか、そういうものにつきましては、これまでの業務体制と同様に進めてきているということですが、今後も、その旨の手法としましては、やはり地方銀行である地域に密着したコミュニケーションをとりながら、金融機関が進めてまいりたいということですが、私としても先ほどの答弁のとおり、融資制度の活用を含めて今後そういった事案があれば、金融担当者会議を含めて検討させていただきますが、そういった手法をとらせていただければというふうに思っております。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋秀樹君。

1番（高橋秀樹君） もし、そういう場面になったときに、具体的には、基本的には町融資制度というのが使えないと思うのです。そういった場面に遭遇したときに、現状としては、やはり地域の金融機関がどのような形でその債務者をサポートしていくかということに重きを置いていく、もしくは、それを、例えば企業ですから、この事業に部門に関しては十分収益がある事業だと。こちらの部分に関しては、もう負債の事業だと。切り離して企業を再生していくというか、そういうところに足寄町としてどういうように手を差し伸べることができるかということが、僕は重要なのかなというふうに考えておりますので、そこのところ何かございましたら、御答弁をお願いします。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（岩原栄君） 先ほど、ちょっと答弁にならなかったのですが、金融機関としては、今おっしゃった御質問のとおりその金融の貸し付け等における条件の整備とともに、それぞれの企業に対しての目ききをする。いわゆる、人材を育成をさせながら、この金融機関に配置をしているということでございますので、事前にそういう関連されるものについては、どんどん情報をいただきながら、金融機関等の目ききによって、いろいろな整理の仕方が出てくるのだらうと思われま。そういうことを率先して進めてまいりたいということでございます。もっとも、それがいわゆる出口戦略の中の企業促進法の中の一つの新たな取り組みでもあるということでございますので、町としましては、先ほど言ったような、確かに負債になれば融資制度からは除外される可能性はありますが、前段の目ききの状況の中で対応させていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋秀樹君。

1番（高橋秀樹君） そうですね。ぜひとも、そういうふうな形でどんどん目ききをしていただいて。やはり、行政の立場として、各金融機関と本当に連携をとっていただいて、そういう情報があれば即対応していただく。もしくは、M&Aとまでは言いませんけれども、その企業買収までいけるのかどうかもわかりませんが、そういうような個別な案件にまで手を出せるかどうかはわからないですけれども、そういうようなこともどんどん進めていくべきではないかなというふうに思うのですが、その辺は大丈夫ですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（岩原栄君） お答えいたします。

先ほどの、そういった意味では、買収とはならないのですが、いわゆるそれは再生ファンドの活用になるのかなということも検討されております。こちらのことは、確かに、強

制的なものはそれはちょっと踏み入ることはできないというふうに思っておりますので、ぜひとも、その辺は、再生ファンドにつきましても金融機関との連携が必要だらうというふうに考えておりますので、御理解していただきたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋秀樹君。

1番（高橋秀樹君） 続きまして、長期的に安定的に税収を確保するために足寄町としてどのようなというふうに御質問をさせていただいたのですけれども、やはりこういうふうに不景気な状態が長引きますと、本当に足寄町にいる業者さんの人というかな、いろいろな方が本当に苦しんでいるのは現状なのです。その中で、足寄町が安定的に公共事業を出していくということが、例えば、冬事業にかからないようにもうちょっと先に出していくとか、固まりで出していくとかいうのではなくて、もうちょっと計画的に出していくっていう方向がとれないのかなというふうにちょっと考えてますので、そのところは何かございますか。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えいたします。

安定的な事業確保ができれば一番いいのですけれども、現実問題としては、やっぱり建設業であれば、北海道足寄町の場合でいけば四季がありまして、冬の時期ってのがあって、大変温度、気温的にも厳しい状況になってる中で、公共事業が果たして行えるのかといった課題というのは従来からあります。そういった中でも、できるだけ、今、建設工事、土木工事も含めてですけれども、冬季でも一定程度の施行ができる技術的な水準といえますか、そういったチェーンも進んできたということで、冬でも住宅を建てることは可能だと。一部割高になるという、暖房費を計上しなければいけませんので。そういった中で、一定の事業をしているわけでありませけれども、正直申し上げて、足寄の場合は、下水道事業、結果的な話でインフラ整備

がおくれているっていうのが一番大きな要因でありますけれども、着実に下水道整備事業費、毎年1億数千万円ですけども、あると。当然、その下水道事業が行われれば、各家庭の個別の排水設備等々も整備をされると。そういったことで、そういった部分では、ほかの町村より結果としておくれていたのですけれども、現実的に、今現在でいけば、そういった公共事業等に関係しての事業投資がされているのだらうなというふうに思います。一方、また建築的にも、これは国の政策で耐震化の問題もあって、今、足寄中学校を今現在完成を目指して頑張っているところでありますけれども、これで小学校、中学校の耐震化はすべて終わる予定になってます。そういった部分で、ここ近年、大型事業というのでも継続して行われてきています。そういった中で、他町村に比べれば、私どもの普通建設事業費というのは10億から20億円程度をずっと維持してきておりますので、そういった部分では、業者数の問題もありますけれども、他町に比べれば恵まれてるという言葉が正しいかどうかを別にしても、一定程度安定的な事業量は確保してきてるのだということでございます。

一時、経済対策、不況対策等々で通年での施行ということで冒頭申し上げましたけれども、冬の間も一定の事業を実施をするということをやった時期もありましたけれども。ここ数年は、やっぱりそういった事業も、どちらかというところ、林道の枝払いであったり、冬季の関係でできるという場合は湧水期の河川の事業とか、限られてくるわけで。そういった部分では、継続した事業というのは今行われていません。ただ、大規模事業がありますので、その冬季はやりたくないのだけれども、工期上、何箇月にもなると、冬にまたぐといったことで結果的には冬も事業をやるといったことございまして。ただ、逆に、今、私どもが考えているのは早期着工ということで、4月、5月がなかなか公共事業というのは国の補助事業が多いわけで。そう

すると、6月頃に内定をいただくという関係で、どうしてもそれ以降の実施になりますので、そういった部分を努めて4月、5月に発注できるようなことでいろいろ情報を収集をしたり、いろいろ別の予算にシフトしたりと。そういったことは、継続的に実施をしているところであります。

そういったことで、結果がインフラがおくれているのは私も認めているところでありますけれども、そういったことで、私どものハードな建設工事関係でいけば、他町村に比べれば継続的に普通建設事業費というのは一定の金額を維持できるのかなということございまして。それ以外について特別、特徴的な事業はあるのかということ、これは御存じのように景気対策等々があれば、実施がされるということでありまして、特別、町単である事業を取り組んでいるという状況ではありませんので、御理解のほどをよろしく願いたいと思います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋秀樹君。

1番（高橋秀樹君） そうですね。まさしく、早期発注の事業というか、あの4月、5月あたりですね。あの辺のところは非常に問題だと私も感じております。幸か不幸か、本当に足寄町は財政的にと言ったら変ですけども基盤がある程度しっかりしている。基金もある程度もっている。このところの基金をやはりそういう4月、5月のときに潤沢にまわしていくということも一つの考えになるのではないかなというふうに、僕のほうはちょっと考えてます。また、橋梁の長寿命化計画でしたっけ。あれも安定的に出していける事業の一つであるというふうに考えております。今後、やっぱりそういうことをどんどん町のほうから毎年このぐらいの事業計画がありますということをしかりとやっていただくことにより、足寄町の業者さんの方が安心して生活をしていく、安心して事業を営んでいくというふうなことになる、私は考えておりますので、ぜひとも、このまま続けて

いっていただきたいと思えます。

やっぱり長寿命化計画に関して、あとはほかの公共施設に関しても、それに関してももう少しちょっと詳しい答弁いただければ。何年度、どれくらいの規模で出てくれるのかというのがあれば、もし差し支えがなければ教えていただきたいのですが。

議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

建設課長（南岡雄二君） 手元の資料が十分ではないかもしれませんが、一部になるかもしれませんが、そのときには休憩を取らせてもらうこともあるかもしれませんが、よろしくをお願いします。

橋梁の長寿命化が出ましたので、その部分について触れさせていただきたいと思えます。

これは、今定例会の初日に行政報告並びに参考資料的なものを、現在、北海道と協議をして1月下旬ぐらいに正式に提出をして、それが国まで行って今後における橋梁を更新並びに修繕をするときの補助金の裏づけをするということで述べさせていただきました。

橋梁につきましては、今後なのですが、平成26年から平成35年まで、10年間でございますけれども、順次、前年度に調査設計をして翌年度に修繕並びに書きかえをしていくということで、計画してございます。総事業費、そのときによって工事の労務費とか、それから機材とかのいろんな動きがあると思えますけれども、総体でいくと相当のお金になるのですが、3億5,000万円ちょっとですね。その年度によって、相当動きがありますので、その時々調査設計その他によってだいぶ動いてきますけれども、計画的に発注をしていきたいなど、そんなふうに思っております。

それから、公営住宅につきましても、我妻病院さんの向かいです。その関係につきましても、新年度も考えておりますので、その後はそちらのこの福祉の関係のシステムもございまして、それで、平成27年度以降、まだどのくらいの規模ということをはっきり言えま

せんけれども、計画的に発注をしていきたいと思っております。

それから、区画整理事業についても、まだ平成30年まで持っていますので、もうそのような大きな移転保障その他はございませんけれども、区画道路の整備その他について順次計画性を持って発注をしていきたいと、そんなふうに思っております。

申しわけございません。事業費その他については、ちょっと正確に述べられませんが、今後の予定についての概要になってしまいましたけれども、報告させていただきま

議長（吉田敏男君） 1番、高橋秀樹。

1番（高橋秀樹君） 何となく、方角は捉えることができましたので、ありがとうございます。

続いて、3番目の商工会と農協との連携というふうに言ったのですが、まさしく、こちらに書いてあるように6次産業化の話をちょっとお伺いしたいなというふうに思っております。

今、政府では、やっぱり6次産業化という名のもとに資金を大分大量に出そうというふうになっているのが見受けられます。しかし、これを見ても、6次産業化というのは、現実として今まであるのですよね。1次産業はもちろんあります。2次産業あります。3次産業もある。その中で、6次産業化をつくっていくということは、今現状、農林水産省というか、やっているのは、1次産業の人たちに2次産業と3次産業を担わせるような、そういうようなパッケージのシステムというか、ファンドのようなものを考えていると、僕は思ったのです。そうではなくて、今現状ある、足寄町にも2次産業の人もいらっしゃるし、3次産業の方もいらっしゃる。その1次産業で、例えば、こういう商品がでましたよといったときに、その商品を、農産物でもいい。それを加工するところの、その足寄町が中に介在してその2次業者の人たちとうまく連携をとっていく。そして、3

次につなげていくということが、現状、いる足寄町の人方で回していける本当の6次産業を構築することができるのではないかなというふうに考えているのです。それにあって、足寄町として、どのようにその情報を商工会なり、もしくは個人の方に出していけるのかなということをちょっと考えているのですけど、その部分に関して、うまく足寄町がジョイント役というか、中間連絡役ではないでしょうけども、そういうようなところをうまくとれるような形の手だてというのは何かないものかということをお伺いしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（岩原栄君） お答えいたします。

これまでの経過なのですが、やはり6次産業化ということで、先ほどの町長答弁のとおり、まず異業種交流を含めて、それから6次化産業といっても、どういう農商工連携を含めた6次化産業、まずは研究をしながら、この足寄町にとって足寄町らしいものを出せるかということが始まったのですが、なかなかそこがそのまま前へ進まなかったというか、現状のまま踏みとどまっているという。その現状なのですが、やはり私ども担当させていただいても、まずは製品開発というものがまず何があるのかと。生産される原料はあっても、製品の開発という意味では、ではどこが担っていくのかということとかでございます。そうすると、やはりそれを今度販売となると、それはまさに6次化なのですが、では製品として何をやるかということが、やはりそれぞれの個々の御尽力やアイデアや開発に対する意欲を持った方々がでてこなければなかなか難しいだろうと思うのです。私どもとしては、担当としましては、やはりこれは当然のことながら商工会あるいは農協等含めてさまざまな国の政策事業メニューがございますので、こちらのほうは情報提供させていただいております。また、個人的にはこういうものをつくりたいという方がいらっしやれ

ば、それは窓口業務の中で、経済課として農業振興室、あるいは林業振興室ともども、いろんなものを検討してまいるということは可能でございます。

ただし、そこにおける、ものの開発までの、この意欲的なものをどうやって取りまとめるかというふうになると、こちらから率先しているわけではございません。なかなか、それがちょっと難しいのです。ですから、先ほどいった研究会も含めて、今、温まっているのかなというのが現状ではないかなということでございますが。いずれにしても、その情報を含めましては、商工会や農協等含めてこちらからの情報提供はどんどんさせていただければというふうに考えてございます。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋秀樹。

1番（高橋秀樹君） そうですね。6次産業化、やはり、ちょっと僕も勉強してるのですけど、まだ全然、何ていうかな、固まったパッケージ的なものがないのです、実を言うと。ですけど、新産業を新たに構築したいという意図だけは非常に見えてくる。それを一番やっぱり情報を持っている役場の情報網を使ってどういうようにそれを一般の人たちに流して、そこんところでうまく芽を出させてあげるかというのが、まさしく、僕、重要な今課題になっているのかなというふうに思っています。非常に、そここのところ難しいのですが、どんどんとそういう情報発信、開放なりいろんなものを本当につくっていただいて、発信していただけるのが、僕は一番ベターだなというふうに考えております。

6次産業化は、やはり多分、今後もっと重要視がされてくるのだと思います。足寄町は、非常に特産物は、特産物っていったら変ですけども、ラワンブキですとか。そういうものをたくさん持っている。これをどういうように加工、加工はある程度されてる。だから、このどのように販売していくかということもどんどん考えていってもらいたいというふうに思うのですが、そういう今現状、足寄

町で具体的にその企画をしている部署というのは、経済課だけなのですか。その何か、特定の部署みたいのではないのですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（岩原栄君） そういった類いのものについては、私ども経済課で対応させていただきますし、また、企業条例、誘致の条例に関しては、企画調整のほうで担当させてもらっているということであります。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋秀樹君。

1番（高橋秀樹君） わかりました。

済みません、ちょっと質問が、私のほうもちょっといろんなことを考えすぎて。次の質問に移らせてもらいます。

それを踏まえて、実を言うと、新規事業者やっていくときに資金面のサポートをできるものが一つあると、新しく産業を起業していくということが楽なのではないかなというふうに考えてます。それに対して、今、答弁でいきますと、足寄町の企業振興条例。これに基づいた中で、物事が進んでいくような形に今になっていると思います。もっとハードルを下げたようなと言ったら変なのですが、そういうようなことができないのか、お伺いをしたいのですが。

議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

答弁調整でございます。

10分間、休憩をいたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時21分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

時間も、調整のため若干時間をいただきまして、大変申しわけありません。

それでは、今、御質問の件でありますけれども、現在、足寄町で行けば、新規に企業を立ち上げるとか、または増設をする場合に、企業振興促進条例に基づく助成をしてお

ります。たまたま、24年度2件がこれに該当いたしました。この条例に基づいて助成をさせていただいているところでありますけれども。どちらかという、工場であれば、投資額が3,000万円以上、雇用も5人以上とか。新規であれば。そういった条件がついておりまして、しかも投資額の8%以内の助成という形になっておりますので、いわゆるベンチャー企業で、これより小さいと言ったら失礼ですけれども、そういった企業が新規事業として立ち上げた場合に、なかなかここに該当をしないということだろうと思います。一方で、足寄町中小企業特別融資制度というのがあって、これは貸付制度でありますから返済が伴いますけれども、運営でいけば、運営資金で1,000万円、設備資金でいけば1,500万円を上限として借り入れると。そのために足寄町も両金融機関に1億4,000万円を積んで、さらに保証人、保証協会への保障になっておりますけれども、その保障料を町が持っている。そういった対応をさせていただいております。当然、議員、このことは御存知のことで、その上で質問をされてるんだろうというふうに思っておりますけれども。そういった部分で、その両方の狭間にいるといえますか、そういった新規事業を立ち上げたいという意欲のある方がいるのかもしれない。だから、そういったことも想定をして、若干、従来から内部協議はしているのですが、その企業の促進条例の上限を引き下げられないかということで一定の議論もしておりますけれども、先ほどいったように、8%の助成ですから、投資額の。そういった部分では、その8%を変えないとすれば、投資額が下がってくると、大した金額にはならないという。現実問題、初期投資の一定のほんの一部にしかならないということでございますので。

今の御質問の最終的な私どもの結論としては、そういった意欲のある新規の企業、こういったケースが考えられるのか再度、商工会、農協等々もいろいろ御意見を伺って、若

干、時間をいただいて検討をさせていただきたいというふうに思っているところであります。私どもも、こういったまちの中で、そういったベンチャー企業といたしますか、そういった起業家がどんどんふえてくれる、そのために助成ができるってというようなことは本意ではありますので、そういったことに向けて対応を検討したいというふうに思いますので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋秀樹君。

1番（高橋秀樹君） まさしく、本当に6次産業化というまたとないチャンスというか、そういうのがでております。そういうときに、新規企業を立ち上げるという、このようなチャンスがめぐっているわけです。その中で、やはり今副町長がおっしゃったように、しっかりとサポートができるような体制を今後も構築していってほしいというふうに思います。

では、次の質問をさせていただきます。

5番目なのですが、ホームページ、前回も僕ホームページの件で質問した中で相違なんかでてきたのですが、これ6次産業化って、今どのように起業させて税収を上げてということ、僕、重きを置きながらずっと考えていた中で、先月かなんか町内の会合があった中で、本別さんの事例が上がってきたのです。本別さん、キレイマメ、御存知ですかね。これブランド化にしてる。こういう形をとると、行政のほうである程度のブランドというか、足寄町の、例えば、お菓子屋さんとか、いろんなお豆腐屋さんとかっていうのを寄り集めてきて、一つのブランドを立ち上げて、それでそれを前面に押し出していくというようなことを、今本別でやっています。これ見て、うわすごいことよくこんなこと考えたなと僕思ったのです。こういう形で、足寄町として進んでいくことができなかなというふうに思っています。こういうことを、今現状考えているのかどう

か、御答弁をお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（岩原栄君） 私たちのまち足寄町にもたくさんの特産品があるということを確認しているところではございますけれども、そういう連携を踏まえた商品のブランド化を図るということに対しては、残念ながら前向きには今のところ進んでいないのが現状であります。ただ、少なくとも、ラワンぶきを含めて、個々のものについては、さまざまな取り組みをさせていただいておりますが、今後新しい新商品、先ほどの6次化産業の中から生まれてくるものも含めると、今後はそういったものを検討しなきゃいけないのではないかなというふうに考えているところであります。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋秀樹。

1番（高橋秀樹君） 先ほど、僕質問いたしましたけれども、こういうことを町として行政として、どういう形でこういうのを具体的につくっていけるかが勝負どころなのかなと。まして、今こういうような経済状況の中で、そういうことを今担えるというかな、主企業でいくとかなりこういうことはつらい話なのですね。ですけど、集まっていく中で、それをまとめていく中で、行政がしっかりとそういう芽を摘まないようにして、この不景気の中、そして人口減少の中、立ち向かっていくというのが、私は、役割ではないのかなというふうに考えております。やはり、不景気だから民間業者倒産してもしようがないんだとか、そういうことではなくて、やはり、今デフレ感の中で下等競争が始まっています。その中で、やっぱり行政が担わなきゃいけないことはしっかりと担っていく、そして、行政としてどれだけ提案をしていくことができるのかなというふうに考えております。

再度、御質問をさせていただきますけれども、このような本別のようなことを企画できるような部署を提案といたら変なのですか

ど、一つ真剣につくっていただくということを考えていただくということではできないかどうかを質問をいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 私のほうからお答えをいたします。

少なくとも、そういった取り組みをする用意というのは常に持っている。窓口は、先ほど経済課長もお答えしたとおり、経済課であったり、あるいは総務課の企画調整あたりという。その準備といいますか、いつでも動けるように、あるいは情報発信もしてるといふ思いがございます。帯広市長の言葉をかりますと、今、十勝全体でフードバレーあるいは国際戦略特区の承認も得たということで。帯広市長の言葉をかりれば、プレイヤーは民間企業のあなた方ですよ。ということ、私も全くそのとおりだなというふうに思っております。本別のクレイマメの事例も承知しております。そこは、確か、武蔵野美術大学の女性職員がそのパッケージのデザインなんかも含めて、これは大学との連携もしながら。私どもの町もいろんな取り組みの中で、とりわけ放牧酪農等々を含めて、北海道の酪農学園大学とのパイプもございますし、それから遠くの九州大学との、これはどちらかというところ、もっと言えば農学研究員との協定も結んでおりますし。そういった体制というのは、とれるような状況づくりはできております。何校かのそういう方々が集まってというまだ実例はございませんけども、直近の例で申し上げますと、例えば、すし太郎さんがラワンブキのキムチ漬け、これの相談があったときに、すぐ帯広の食歓場へ行けということで、そこパイプをつないで、そこでのアドバイスもいただきながら、商品開発まで至ったという、こういうことになってございます。今、御質問の専門部署というのは今のところは考えておりませんが、少なくとも、そういう用意といいますか体制は、機を逸するようなことがないように、それは普段からアンテナを上げているつ

もりでございます。まさしく、そのことの動きを、議員の質問にもありますとおり、やっぱり行政の担うべき役割はしっかりと果たしていきたいというふうに考えますので、議員からもそういった動き、あるいは情報があれば、担当のほうにお寄せいただければ、一緒になって動き出すという形をとっていきいたいというのが私の思いでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋秀樹君。

1番（高橋秀樹君） まさしく、そのようにしっかりとやっていっていただきたいと思っております。

今、ちょっとフードバレーのお話が出ましたので、少しだけ触れさせていただいて、それを最後の質問とさせていただきます。

やはり、フードバレー構想、非常に、僕は実を言うと、いい構想だなというふうに感じております。しかし、足寄町が足寄町であるために、足寄町の戦略というのも一つ考えながら進めていくべきなんだというふうに考えております。やはり、今の現状のフードバレーの宣伝とか行きますと、十勝の勝ですとか、山手線を全部その広告で作りましたよだとか。そういうようなことになってましたけれども、そこでやはり、我ら足寄町のフードバレー構想なのだということもきっちり出せるような形をつくっていただきたいと、そういうふうには考えてますが、それを最後に、質問を終わらせていただきたいと思っております。

どのようにお考えかお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） まさしく、そのとおりだというふうに思ってますし、帯広市が提唱している分につきましては、全十勝挙げて連携をとってというようなこととございます。なかなか、具現化という意味でいきますと、まだ具体化はしておりませんが、ただ、一つあるのは、新聞報道にもありましたけれども、ラワンブキ、これについては、

組合長同士のお話だったというふうに聞いておりますけども、川西のナガイモ、これはアジアのほうに輸出しているわけでありましてけれども、ラワンブキ単独でいくと、これはもう経費倒れしちゃってどうにもならないと。隙間でいいから何とか入れてくれという、これがうまく話が通ったということで、ラワンブキもそちらのほうに行ける道筋がついたというようなこともございますし。それから、もっと言えば、国際戦略特区の関係でも、実は農協さんとも随時お話をし、本当は第1号うちがもらえる予定だったのですよ。非公式な話もいただいたのですけども。ところが、あれもまた1億円超える事業でなければだめだと。入札した結果、実は1億円割ってしまって、最後までちょっと粘ったのですけども、決まりは1億円以上だからということで、道庁の幹部からも足寄1号で行くぞということで期待もしてたのですけども、残念ながらそれもだめになった。それから、ラワンブキの今つくってありますけれども、山菜加工場。これについても、それに挙げましたけれども、スタート時から、当初は帯広市で事務局を持っていたのですけど、今や北海道で持っているのです。国際戦略特区は、十勝は一本でもらえましたが、道内で3カ所でしたか、一緒にもらってるものですから、今、事務局が北海道、そして、国も農水かというところで内閣府がやっているということで、この審査基準もなかなか厳しくなったということで、これまた、山菜加工場も挙げたのですけども、新技術が絡まなければだめだということで、わかったようなわからないような感じで、これも実は断念をしたということで。ともかく、そういう情報があるたびに可能性を探ろうということで、言葉は悪いですけども、下手な鉄砲云々かんぬんではありませんけども、ともかくその可能性だけは関係部署としっかりつなげて探ってるという状況でございますので。これは、今後も、これまた言葉悪いかもしれませんが、だめもとで、そういったことも足寄をPRできる

ようなことを取り組んでいきたいというふうに思っていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これにて、1番、高橋秀樹君の一般質問を終えます。

次に、3番、榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして、質問させていただきます。

フッ化物洗口について。

「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」が2009年に成立されました。

その後、北海道各地で幼児・児童・生徒の歯・口腔の健康推進を図るため、フッ化物洗口の導入促進の取り組みが行われています。

しかし、フッ化物洗口の安全性については賛否両論があり、導入については慎重に進めることが求められています。

そこで、次のことを伺います。

1、現在、道内の何市町村、何校で実施され、どれくらいの割合でフッ素化合物洗口を幼児・児童・生徒数が受けているのか伺います。

2、どのくらい虫歯を予防できるのでしょうか。

3、子供の虫歯はふえてきているのでしょうか。

4、実施に当たっては、必要性・有効性のあることが理解できる、インフォームドコンセント（十分な説明と同意）を徹底して行われるべきと思いますが、本町ではどのようにされていますか。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 榊原議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、この間におけるフッ化物洗口の取り組みの概要ですが、北海道では平成21年6月に、北海道歯、さらには口腔の健康づくり8020推進条例を制定するとともに、平成22年4月には、フッ化物洗口推進重点地域支援事業を創設し、道立保健所が実施主体と

なり、平成22年度から平成24年度までの3カ年において市町村、保育所等に専門的な立場から技術的な助言、研修会の開催等の支援を行い、全道的なフッ化物洗口の普及を図っております。

本町では、本年1月から町内歯科医会、教育委員会、小中学校、子どもセンターなどの関係機関ならびに学校歯科医や学校薬剤師、国保病院等と協議を重ねるとともに、帯広保健所から歯科医師等を招聘し各種研修会を開催してまいりました。

その結果、平成24年6月29日付で北海道フッ化物洗口事業重点地域の指定を受け、また、支援対象施設として足寄保育園どんぐり、上利別、螺湾、芽登の各保育所が指定を受けました。

指定後の本年7月からは、入所児童の保護者全員を対象とした説明会を開催するとともに、4歳児および5歳児の保護者に実施希望調査を実施したところ、回答者数120名のうち108名、91.5%の保護者から希望する旨の回答が得られましたので、町内4保育所でフッ化物洗口の実施を決定いたしました。

実施に当たっては、職員を対象とした実技研修を開催し、それぞれの保育所等におけるマニュアルを作成、僻地保育所3カ所については10月10日から水うがいの練習を行い、上利別は10月17日から、螺湾は22日から、芽登は26日からそれぞれフッ化物洗口を開始しております。

また、足寄保育園どんぐりでは、11月26日から水うがいを開始し、5歳児にあっては12月10日から開始しておりますが、4歳児にあっては、1分間のうがいができない子もいることから、安全を期して現在も水うがいの練習を行っております。

以上が保育所等におけるフッ化物洗口の取り組み状況でございますが、まず1点目の御質問にお答えをいたします。

道内市町村の実施状況でございますが、平成23年度および直近の実施状況は公表され

ておりませんので、十勝総合振興局から提供いただいた資料等をもとに御回答をいたします。

まず、12月7日現在、十勝管内19市町村のうち16市町村の幼稚園、保育所等でフッ化物洗口を実施しており、未実施の3町においても北海道の重点地域に指定され準備を進めております。また、管内の幼稚園、保育所等116施設、これは平成22年度のデータでございます。116施設のうち71施設で実施されており、実施率は61.2%となっております。

次に、道内の実施市町村ですが、平成24年9月30日現在の資料によりますと、全道179市町村のうち実施済みは114市町村、実施率は63.7%です。また、重点地域等の指定を受け準備を開始している市町村は19市町村があり、未実施または未指定市町村は46市町村となっております。いずれも実施している保育所等の施設数、幼児の実施人数等は公表されておきませんので、御容赦をいただきたいというふうに思います。

2点目の虫歯予防効果の御質問ですが、厚生労働省の公表資料によりますと、小学校入学後（6歳）からフッ化物洗口を開始した実施群は31から49%、就学前4歳児から実施した群では54から77%で、永久歯の生え始める前からの実施で高い予防効果を得ることができると報告されております。

また、施設単位で行われるフッ化物洗口は中学卒業で終了しますが、その後の予防効果の持続性についてフッ化物洗口を経験しなかった群の虫歯有病状況と比較したところ、20歳では54%の予防効果があったと報告されております。

3点目の御質問は、教育委員会から答弁させていただくことといたしまして、4点目のインフォームドコンセントの御質問について、お答えをいたします。

インフォームドコンセントとは、正しい情報を得た上での合意を意味し、近年では医療現場で治療方針を決定する際に用いられてお

ります。当然ながら、フッ化物洗口の事業実施に当たっても同様であり、北海道が作成したマニュアルに沿って説明責任を果たしてきました。具体的には、保護者全員を対象とした説明会を開催し、講師には帯広保健所から歯科医師と歯科衛生士をお願いし、具体的実施方法、期待される効果、安全性、実施までのスケジュール等を説明、質疑応答の時間を十分に確保し、参加できなかった保護者には資料を配付するだけでなく、不安や疑問に対して説明できる体制をとりました。

また、安全性につきましては、誤飲による急性中毒や慢性中毒等の症状について説明したほか、保護者や保育士等にも実際にフッ化物洗口を体験していただき、その必要性や有効性を説明させていただき、その結果、9割を超える保護者から同意をいただいたものと認識をしております。

なお、理解が得られなかった一部保護者のお子様については、北海道のマニュアルに基づき、洗口を行っている子と一緒に水うがいを励行していただいております。

フッ化物洗口の有効性と安全性については、WHO、世界保健機関を初め、FDI、国際歯科連盟、文部科学省、厚生労働省、日本歯科医師会、日本歯科医学会、日本口腔衛生学会等の専門機関、団体が一致して、安全かつ有効であることを認め、その積極的な利用を推奨しておりますので、本町としましても引き続き町内歯科保険関係機関等と連携、調整を図り、保護者を初めとする関係者の十分な理解と協力を得ながら事業推進してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

なお、教育関係についての御質問につきましては、教育委員会委員長から答弁させていただきますので、私からの答弁は以上とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 教育委員会委員長、答弁。

教育委員会委員長（星崎隆雄君） 教育委員会から榊原議員の一般質問にお答えをいた

します。

1点目の道内の何市町村で、何校が実施されているのか。どのくらいの生徒がフッ化物洗口を受けているのかとの御質問ですが、北海道教育委員会が指定するフッ化物洗口普及事業にかかわる推進指定校の状況は、今年度12月4日現在、69市町村で、幼稚園が25園、小学校145校、中学校16校となっております。

推進指定校以外の独自実施では35市町村で、幼稚園9園、小学校84校、中学校20校となっております。全体では104市町村で幼稚園34園、小学校229校、中学校36校の計299施設で実施しております。

現在、十勝管内では19市町村中、保育所、幼稚園での実施は本町を含め帯広市、鹿追町など16市町村となっており、小学校での実施は帯広市、鹿追町、豊頃町、広尾町、新得町の5町となっております。

いずれも実施人数は公表されておきませんので、御容赦願います。

なお、来年度の実施に向けて上士幌町、池田町、幕別町、中札内村、足寄町で準備を進めているところであります。

次に、3点目の子供の虫歯はふえてきているのかとの御質問ですが、学校保健統計調査によると、12歳児の1人平均虫歯の本数は、足寄は平成21年度3.8本、平成22年度2.0本、平成23年度1.46本と減少傾向にはありますが、依然として広く蔓延している状況にあります。学校検診で最も多い疾病が虫歯で、子供の6割が虫歯に罹患した経験を有し、年齢とともに虫歯の本数がふえる傾向にあると指摘されております。

また、子供の虫歯には大きな地域格差があると言われており、地域の社会環境や生活環境の違いにもより、虫歯を予防するためのよい環境をつくることで、虫歯を減らすことが可能と言われております。

次に、4点目の実施に当たっては十分な説明と同意を行うべきで、足寄町ではどのようにされているのかとの御質問ですが、説明につ

いては、平成25年度からの実施に向け、本年11月に先進地である鹿追町の鹿追小学校と通明小学校を視察し、その後12月2日には足寄小学校で、帯広保健所も含めた保護者説明会を実施いたしました。今後も保護者、学校職員への説明会や実技研修を通し、4月からの本格実施を目指し計画を進めてまいります。

また、同意については希望する保護者の意思確認であり、社会通念理念上からも必要な行為であると考えております。

以上で、榊原議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

3番、榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） お伺いいたします。

私も洗口のマニュアルを読ませていただきましたけれども、その中で、ガラスに反応するためという部分があったのです。そのフッ化の洗口液がです。ガラスに反応するため、紙コップかプラスチックのコップということでされておりました。それで、保育所と保育園はプラスチックの容器を用意するからと希望書には書かれておりました。それで、一つ質問いたしますけれども、このカップですね。希望される子としない子と色分けとかそういう工夫はされているのでしょうか。お伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 御質問のフッ化物洗口を希望する子としない子との容器の区別しているかどうかという御質問だと思います。

区別をしております。間違っただけ希望していない人に洗口をしないような形で区別をしております。

議長（吉田敏男君） 3番、榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） そこで、お伺いします。

区別してるということですね。そして、ガラスに反応するということなのですが、この

洗口液を希釈する場合に足寄町ではどの薬剤をお使いでしょうか。お伺いします。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 保育所のほうのものでございませぬけれども、洗口に使用する薬剤は市販製剤オラプリスの0.005%水溶液を使用して、週5回ほどやるということで進めております。

議長（吉田敏男君） 3番、榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） 週5回法で実施されていることですね。それで、このマニュアルをみますと、週1回が週5回法とかいろいろあるようなのですが、効果は同じと書いてありました。週5回法を選択されたのは、どういうことでしたのでしょうか。

議長（吉田敏男君） 暫時休憩をいたします。答弁調整のためです。

午後 2時55分 休憩

午後 2時56分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） まず、週1回法のフッ化物濃度でございますけれども、900ppmを使いまして、1回量ですけれども、使用量は5ミリリットル、フッ化物量は4.5ミリグラムとなっております。週5回法のほうにつきましては、250ppm、使用量は同じ5ミリリットルなのですが、フッ化物量は1.13ミリグラムということで、週5回法と週1回法、効果は同じであり、残留率も10から15%という形になっております。保育所の場合、お子様が小さいということで、万が一にもそれを誤飲してしまっても安全性を確保するというので、希釈を薄めて数を多くするというようなことで、週5回法を選定しているということでございます。

議長（吉田敏男君） 3番、榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） 先ほど、薬剤の名前を聞きましたらオラプリスですね。それは、希釈する前は劇薬扱いとなるものなのですね。それで、小さいお子さんということは、

保育園では何歳から導入されているのでしょうか。4歳からでしたっけ。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 開始時期ですが、第1大歯臼というのですかね、根っこから生えてくる萌芽時期というのですかね。あごのところから生え始めてきた4歳児からということで、開始をしております。

議長（吉田敏男君） 3番、榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） 先ほどの答弁の中にありましたけれども、WHO、世界保健機構で安全とされていると言われてましたけれども、WHOでは、6歳以下で使用してはいけなと。禁忌とされているものなのですね。そのところは、ちゃんと精査されたのでしょうか、足寄町では。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 足寄町ではそういった専門的な検査することもできませんので、私も厚労省ですとか、そういったところの資料をもとに判断をさせていただいております。

WHO、世界保健機関がその6歳未満ですか、そちらのほうにはしないほうが良いといわれている理由としては、もう既にこのフッ化物というのは、あらゆる食品等に入っていて、特に水道水に含まれている地域があるそうです。世界各国にです。そういったところにおいては、もう既に水として飲んでいるところがありまして、そういったところについては、6歳未満のお子さんには洗口をしないほうが良いという報告が出ています。

足寄町を含めて、日本の場合は、そういった水とか、そういった形でフッ化物を飲んでいないということで、4歳からそういったフッ化物洗口をしても問題はないということで国等の見解が出ておりますので、安全だということで判断をさせていただいております。

以上です。

議長（吉田敏男君） 3番、榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） そのフッ化物洗口な

のですけど、洗口液はやり方としては何通りもあるかと思いますが、それを希釈する作業はどこでやられるのでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 今現在は、帯広保健所のほうの医師の指示に基づいて保育所等で希釈して使用しております。

議長（吉田敏男君） 3番、榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） 先ほどの答弁の中で、園児が誤って飲み込んだらというお話してはたけど、万が一、飲み込んだ場合はどのように対処されるおつもりでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 万が一、飲んだ場合の処置の仕方でありまして、基本的には飲んだとしても特に問題ないというふうにお聞きしております。中毒症状、そういった部分が出た場合には、嘔吐とか、そういった場合には、牛乳を飲ませるとか、そういったことはありますけれども、特に、飲んでしまったからといって対応する必要はないと、そういうふう聞いています。

議長（吉田敏男君） 3番、榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） 飲んでも、そしたら全然大丈夫なのですか。そのお子さんが気分が悪い、吐き気がするとか、そういうこともこれからあるかもしれませんね。風邪を引いて鼻が詰まったら、うまくぶくぶくうがいはできなくて、空腹なとき、あるいはいろいろな条件のときに目が行き届いていればよろしいですけども、誤飲をしたというとき、今の牛乳を飲ませるといような対処は、毒物を飲んだときにされる対処の仕方なのですよ。安全ってことはかなり強調されているマニュアルには書かれておりますけれども、今の答弁でしたら、毒物を流すようなことですよ。そのところに、やっぱり保護者としては心配があるのです。この全道の数字を見ましても、なかなか導入促進がされていないというところも出てくると思います。そのところ、今の、もしもの場合、万が一の場合にその誤って飲んだ。気分悪い、

ぐあい悪いってということになったときに、対処はどのようにされるようになっていきますか。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） フッ化物の急性中毒あるいは慢性中毒の心配がないかという部分でございます。

急性中毒の場合は、嘔吐、腹痛、下痢などの症状が出ると言われております。急性中毒の場合は、体重1キログラム当たり2ミリグラムで発症する、発現するというので。国際的には、体重1キログラムの子であれば5ミリグラムと。これが国際的な基準ですけれども、国内基準でいきますと、1キログラム当たり2ミリグラムを飲んだ場合と。週5回法の洗口液でいきますと、5ミリリットルに含まれるフッ素量は1.25ミリグラムということで、毎日洗口液を1人分誤飲しても中毒の心配はないというふうになっております。

また、慢性の中毒でありますけれども、歯のフッ素症ですとか、先ほどお話ししたように、水道水にそういった入っている国々が海外にあるわけですけれども、こういったところでは歯のフッ素症とか、そういったのが発病していますけれども。ここの部分でいきますと、まず、永久前歯があごの中でほぼでき上がる時期以降では、歯のフッ素症は心配はないというふうに言われています。さらに、フッ素を20年以上飲み続けると、発現の可能性はあるが、フッ化物洗口ではまったく心配はないと。そういった慢性中毒についても、心配はないということで。これは、道の指導マニュアルにもそういうふう書いてあるところでございます。

議長（吉田敏男君） 3番、榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） 虫歯が足寄町は多いということで、希望書には足寄町は極めて虫歯が多い方が多いのということを書かれていますけれども、それどこの市町村にもこの希望書の中に盛り込まれてるんですね。それでいて、今まで全国的なデータを見ますと、フッ化物洗口に熱心な新潟県は12

歳児で0.8本なのですけれども、洗口していない東京都ほとんどしてないのですけれども、1.4本というデータが出てます。神奈川県が1.3本、広島は1.1本と。実施率が低いところでも虫歯の保有率が低いのですよね。これをされるということは、もちろんその中に効用は書かれておりますので、導入された方は専門的な方もお入りになってされてはいると思いますけれども。100%ではないということですね。参加する方が。そのところを考えたときに、なぜこんな安全なものとかいうふうに書かれているのを見ましたら、皆さん賛同していただけないのかなとか思ったりもするわけです。そうしたら、このマニュアルの30ページにガラス製でないコップが必要ですよと書いてあるのです。フッ化物はガラス類と反応しますので書いてあるのですが、それは、もし保護者の方に聞かれたらどうお答えになりましょう。

議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

10分間休憩をいたします。

午後 3時08分 休憩

午後 3時18分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） まず、今、保育所においての洗口においては、まず、ガラスのコップは使っていないということでございます。

それから、もう一つ、ガラスをコップでしたら化学反応を起こしたりとか、そういうことがあるのかという御心配だと思いますけれども、ガラス成分、ガラスにありますケイ素と反応するという部分で、ガラスのコップの中にケイ素が付着してしまってコップの中が見えなくなるくらい真っ白くなりますということで。そうすることによって、ガラスにケイ素が、本来の機能を果たすフッ素がコップに付着してしまうと。そういったことで、その効果が低下してしまうという。そういうふう

うに考えられて、こういった表現になっているということでございます。

議長（吉田敏男君） 3番、榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） 先ほども質問しましたけども、今のガラスに反応するという説明はよくわかりました。

私は、この町でいただいたマニュアルをもとに質問しておりますので、どこから引っ張り出したものをしてるとか、そういうことではありませんから、間違えないでいただきたいと思います。

そして、先ほど、質問しました、もし、万が一の場合、誤飲してお子さんがぐあい悪くなった、アレルギーのお子さんが調子悪くなった。その、飲んだって、それが直接原因かもしれないし、そうでもないかも、それはわかりません。病院に運んでからでないかわかりませんが、もしそうなった場合の管理体制のマニュアルみたいなのは、どのようになっているのでしょうかと先ほど質問したのですけれども、答弁がなかったものですから、再度お願いいたします。

議長（吉田敏男君） 説明員を入室させますから一つお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

若干お待ちください。

午後 3時21分 休憩

午後 3時23分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

込山室長と對島主幹を入室させております。

それで、先ほどの答弁につきましては、答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 誤飲の際の対処方法の御質問でございます。

万が一、フッ化物洗口溶液濃度250ppmを誤飲した場合、飲み込んだ量に応じて対応するというようになっております。

オラブリス1.5グラムを1袋全部飲み込んだときは、カルシウムを多く含んだ牛乳等をすぐに飲ませて園内で様子を見て観察をす

ると。そういうような対応となっております。

先ほどもお話ししましたけれども、参考といたしまして、フッ化物の急性中毒量は推定で体重1キログラム当たり2ミリグラムでございます。1.5グラムを1袋全部飲むということになれば、60人分ぐらいの部分を一気に飲んだ場合の対処法でございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 3番、榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） お子さんが一気に60人分も飲むとか、そういうことを質問で答えを求めているわけじゃなくて、その水溶液そのものを飲んだときにお子さんが体調が悪かったり、空腹なとき飲んだり、風邪を引いたとき鼻を詰まらせて誤って飲んだと。僕、気分が悪くなっていったときに、そういったときはどのように対処するようになっているのですかということをお聞きしたのですが。

議長（吉田敏男君） そういった場合にはどういう指導をしているかということですね。

答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） それにつきましては、原因はわかりませんので、保育所内の安静っていいですか、静養をして様子を見るという形になると思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 3番、榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） 保育所でも、説明は、先ほどいったように、インフォームドコンセントが大切だということで集めて説明されたと思いますが、このような質問は、こういった説明に何名ぐらいの保護者の方が来て、そういった質問を投げかけた方が1人もいらっしやなかったのか。それとも、何人がいて、こういうふうに答えましたっていうことがありましたでしょうか。

議長（吉田敏男君） 暫時、休憩をいたします。

若干、お待ちください。

午後 3時27分 休憩

午後 3時29分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） まず、何人の方が出席したかということでございます。

上利別、螺湾保育所の保護者説明会におきましては、参加対象、上利別9名、螺湾6名が対象でございますけれども、全員参加しております。合計15名出席しております。それから、芽登保育所、参加対象者数は7名でございますけれども、こちらのほうも全員出席しております。それから、足寄保育園どんぐりでございますけれども、保護者説明会7月23、10月26日、2回開催しておりますけれども、参加者数は38名でございます。

どのようなここで質問が御意見等があったかという件でございますけれども、実際、今、家で歯磨きの中にフッ化物が入っている歯磨き粉を使っている方からは、家でもこのまま引き続きやっていいのかですとか、そういった実際にやっている方からの質問があったということでございます。それから、小さい子供なので、うがい上手にできない場合もあって、そういった部分で一斉にやらないで、おくれてできるようになってから始めてもいいのかですとか。そういった開始時期のお話ですとか。そういった質問等々がありました。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 3番、榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） わかりました。

開始時期とか洗口を途中でやめたいとか、したいとかっていうことは自由ですって書いてありましたので、それは後からでも保護者の方は参加できると思うし、また脱退もできるということで理解しておりますけれども。福祉課のほうで答弁していただくのは、ここでとどめておきたいと思えます。

次に、教育委員会のほうに移りたいと思えます。

教育委員会のほうでお伺いします。

小中学校で今後実施される予定だとお伺いしておりますけれども、小中学校では週何回法を選択されるのでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（根本昌弘君） お答えをいたします。

まず、小中学校ではということでございますが、当面、小学校での実施というふうに考えてございます。小学校での実施というふうに。

それで、実施につきましては、週1回法ということで計画してございます。

議長（吉田敏男君） 3番、榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） その洗口液の希釈するのに、いつどこで誰がするのでしょうか。お願いします。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（根本昌弘君） 小学校のフッ化物洗口におきましては、学校薬剤師をお願いをして、学校薬剤師のほうでつくっていただく。ということで、今考えていますのは、足寄小学校さんにつきましては、学校薬剤師のところに取りにお願いいただき、それから、僻地3校につきましては、朝というか午前中の給食車の搬入と同時に、あわせて行いたい、そのように考えてございます。

議長（吉田敏男君） 3番、榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） では、小学校では専門家の方がつくって取りに行くなりされているっていうことで、すごく安心いたしました。

そこで、小学校の日課を見ますと、どこのところに入れてうがいをされるのでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（根本昌弘君） お答えをいたします。

これから、まず、保護者説明会。12月2日に実は足寄小学校さんのほうで実施をさせていただきました。その後、教員も含め、保護者も含め、足寄小学校で年明けの16日に

まずやらせていただくと。それから、螺湾小学校1月18日、大誉地小学校1月25、芽登小学校で2月5日ということで、今実施しております。その時期も含めて、試験的に行うのが2月ぐらいになるかと、実は考えてございますので、それまで、具体的などの時間帯でうがいをするとか、そういうことは決定されていくのだと思います。ただ、足寄小学校におきましては、通学のバスの関係もございまして、そんなことも勘案しまして、洗口の後、30分は飲み食いはだめですよということになってございますので、その時間帯は避けるのだろうかと。ただ、今、学校と調整中ではありますが、朝の時間帯にできるのかどうか。そこも含めて検討をしております。予想でお話しして申しわけありませんが、恐らくお昼ぐらいの時間帯に実施されるのかなと、そんなふうに思っております。

議長（吉田敏男君） 3番、榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） 螺湾小学校の日課表を見ましたら、給食の時間が12時15分から13時までなのです。そして、その中で給食を食べ、給食の後片づけ、パックの後片づけ、お盆洗いとかいろいろして、歯磨きして、5分間という何か日課になってるのですね。その後、清掃を15分間ということで、休憩時間、本当の子どもさんの休憩時間というのは15分しかないのです。その中で、結構時間がとるのも大変だと思いますし、教職員の方も、そのうがいの間、観察されてるのですね。見ているということをお聞きしておりますけれども。その中で、子供さんを、やはり見ているところのこの時間の配分が大変だろうと思います。フッ化物洗口に当たりましては、子供の虫歯の予防にも力を入れているということですので、私は別に反対をするということではありませんけれども、どなたに負担がかかるということは目に見えているのです。やっぱり教職員の方に一番負担がかかるのではないかと思いますので。保護者と教職員の方、そしてまた子供たちといろいろ相談しながら進めていっていただき

たいなと思っているところです。

そこで、教育委員会としてのお考えもお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

教育長（藤代和昭君） 今の御質問にお答えしたいと思います。御質問にジャストミートになってるかどうかちょっとわからないのですけれども。

まず、ちょっとお話をさせてください。

私、その安全に100%はないと思ってるのです。だけど、こういう公的な機関が実施するこういうフッ化の洗口のようなものについては、安全については、必要、十分な配慮をしなければならないと。その根拠となるのが、専門家の判断であり、あるいは道や国の動向であり指導でありと思ってるのですよ。それで、実際にその学校の現場でやる場合については、今までのこの教育活動にない活動ですから、相当先生方に、いろんな意味で、時間的な部分でもそうですし、指導の部分でもそうですし、そういうエネルギーが注入しなければならないと思うのです。ましてや、本町の場合、今この学校の現場と詰めてるのですが、広域ですから、なかなかスクールバスのあれも本数がたくさんあって、上手にいかないのですよね。加えて、学校というのは、朝5分でも、たかが5分されど5分で、なかなかその5分をめぐって朝学習がどうだとかああだとかっていろいろやるころなのです。そんなことを勘案しながら、とにかく歯の状態を考えたときに、数字が物語るものというのはある種の限定性もありますから数字でどうのこうのではないのですけども、実施するという方向で今鋭利努力をしているわけで、その辺は学校の先生にも特段の御理解をお願いをしなければならないと、そう思ってるのです。そこで、行政としまして、学校の先生の義務だとか職務だとか何とかというのではなくて、今までにないものが入ってくるわけですから、できる限りの。学校ですから、いわゆる指導と管理が、そしていろんなことについて説明責任するというの

は、これ校長の基本的なスタンスなわけですから、そういう部分なんかには含めて、主にもその中でも管理の部分に含めてなるべくスムーズに学校現場に定着するように、先生方の軽減が少しでもなれるように、いろんな意味の情報の提供だとか、あるいは、専門機関への働きかけだとか。それから、実施するときの、実際そこまで先生方がついてるときについての状況だとか、見守りだとか。そんなことについて教育行政としてもでき得る限りの配慮や対応策をとっていきたいと考えておりますので、どうぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 3番、榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） ただいまの答弁は、完全にジャストミートしておりました。私も同意見でございます。

それで、この事業にかかわる問題で、あと福祉課にもう一度聞きますけれども、小学校のほうでは薬剤師の方が希釈して取りに来る、あるいは届けるという形になっているようですけれども、保育所では施設ですということ間違いありませんか。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 現在も、帯広保健所からの指導、処方箋いただいて、現場でつくっております。今後もそういった形でやっていく予定でございます。

議長（吉田敏男君） 3番、榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） これで、質問は終わりますけれども、この事業に関しましては、リスクに、先ほど教育長がおっしゃられたけれども、100%ということはないというのは重々わかっております。だけど、万が一という、その100%がないっていうことは、1%でも0.5%でもあるわけですね。その万が一を考えたときに、どなたが責任を持つかということを考えますと、それは重大な責任、お子さんの命をあずかる方にとっては、重大な責任を伴うと思います。この虫歯というのは、同じように兄弟で育っても、同じ食べ物を同じ生活してても、虫歯ので

きる子とかできない子とか、できるわけですね。人間本来の治癒力っていうのも、また見直していただきながら、このリスクに関わる問題、効果もありますよね。虫歯を予防するという大きな効果があるのは重々理解しております。その効果とともに、その副作用ということも考えていただいて、そのリスクになる問題を明記していただいて、保護者の方にもその三十何名しか来られてないということは、もうきっと施設の方にお任せしてるかもしれませんね。保護者の方は、だから、1回目の小学校の説明会でも参加者が少なかったと聞いております。その完全にお任せされていたとしても、責任問題が発生したときには、リスクをしょうのは、やはり行政でありますから、そこを事前に確認をしながら、その説明書を、そこに明記して、今後とも教育の場でふさわしい、保護者とともに生活習慣の見直しや、正しい歯磨き、そして食生活を考えながら、足寄町も虫歯を減少していくように。今後とも。今、子供さんは、今最高の病気はぜんそくが多いと聞いております。虫歯は減少傾向にありますので、そのところをこういったことを取り込むことによって、さらにまた減少するかもしれませんけれども。リスクをしょうのは行政のほうですので、そこをもうよく理解していただきながら進めていただきたいと思います。お願いします。

質問を終わります。

議長（吉田敏男君） これにて、3番、榊原深雪君の一般質問を終わります。

延会の議決

議長（吉田敏男君） お諮りをいたしたいと思っております。

若干、時間が残っておりますけれども、田利議員の一般質問、ちょっと2問になっておりますので、時間を要すると思っております。

そういった意味で、本日の会議はこれで終了をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日はこれで延会をしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めま
す。

したがって、本日はこれで延会することに
決定をいたしました。

延会宣告

議長(吉田敏男君) 本日はこれで延会を
いたします。

次回の会議は、12月19日、午前10時
より開会をいたします。

大変御苦勞さまでございます。

午後 3時45分 延会